



第1章 御殿場市の景観特性と課題

1-1 景観の成り立ち

(1) 位置・地勢

本市は、富士山の東麓に位置する緑豊かな高原都市です。東京から約100kmの距離にあり、東京・横浜等の経済圏、通勤圏内にもなっています。

人口は、平成25年7月現在で約89,506人、静岡県では中規模な都市として発展を続けています。

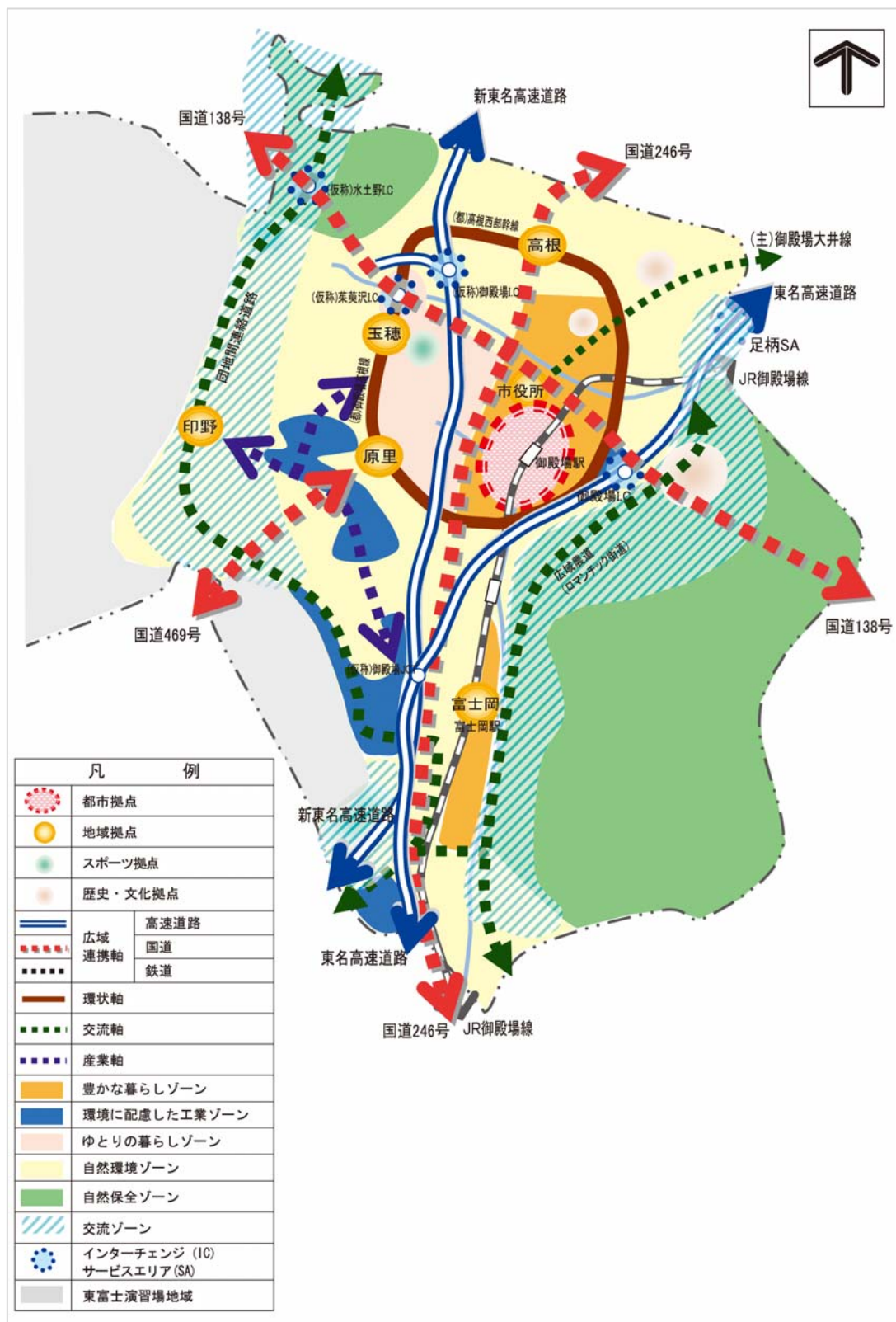
地形は、富士山と箱根外輪山の間起伏に乏しい緩やかな傾斜地に都市が形成されているため、都市としての表情が比較的単調です。

市域は、東が箱根外輪山の頂、西は富士山頂に達し、南は裾野市、北は小山町を境としています。面積は194.85km²で、集落地（を含む市街地）・山岳地・演習場がおおむね3分の1ずつとなっています。

(2) 将来都市構造

地形や歴史、土地利用の特性等はまちづくりの基礎であり、景観はこれらを背景に形成されています。以降、景観形成の方針を検討して行くにあたって、御殿場市都市計画マスタープランに示した将来の都市構造を踏まえた景観特性の整理を行います。

豊かな暮らしゾーン	住居系の土地利用を中心に、快適な市民生活を営むための環境整備を図る地域。
環境に配慮した工業ゾーン	市西部に広がる現在の工業系用途地域周辺は、本市の工業生産を支える地域。
ゆとりの暮らしゾーン	新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ開設に伴う土地利用が予想される地域において、農業的土地利用との整合を図りつつ、生活利便施設やゆとりある住宅地を創造するための地域。
自然環境ゾーン	都市的土地利用地域を取り囲む農地や樹林地を位置づけ、市民や来訪者へ潤いを与えるとともに、観光資源としての魅力向上に努め、過度な開発を抑制し営農環境の整備等を図りつつ、地域拠点の周辺等、地域資源の活用を促進する地域。
自然保全ゾーン	都市の骨格を構成する緑地として保全する地域。
交流ゾーン	本市の産業基盤を支える観光・交流・保養地域として機能を高めるとともに、ロマンチック街道や団地間連絡道路等の道路網の整備によりネットワーク性を高める地域。



■将来都市構造図（御殿場市都市計画マスタープランより）



(3) 歴史的な特色

◆ 縄文時代～古墳時代

御殿場地方に人々が住み着き始めたのは、今から6～7千年前の縄文時代早期であり、当時の人々が残した土器や居住の跡が箱根外輪山の中腹から多数発見されています。

弥生時代になると、それまで山間に住んでいた人々は、稲作可能な沼沢地へ下っていき、古墳時代には、その沼の縁に稲作を主とした人々が集団で住み始めました。

◆ 飛鳥時代～戦国時代

飛鳥時代は、律令制度による中央集権体制が確立し、都と地方を結ぶ官道が整備されました。当地方は、都と東国(相模以東の諸国)および甲斐国を結ぶ古代東海道の要所であったため、駿河国で最も大きな駅、横走り(よこばしり)駅が置かれました。

平安時代には、伊勢神宮の神主大中臣氏を給主とする「大沼鮎沢庄御厨」が成立し、今でもこの地方は「みくりや」と呼ばれています。

鎌倉時代に入ると、将軍源頼朝による富士の巻狩りが行われ、市内には、この巻狩りに因んだ多くの伝説や地名が残っています。

戦国時代には、駿河・甲斐・相模の境界地帯として幾多の戦いに巻き込まれました。



◆ 江戸時代

関ヶ原の合戦に勝利した徳川家康が征夷大將軍となり、江戸幕府が開かれました。沼津代官はこの地方の土豪「芹澤将監」に対し、家康が使う御殿の造営およびその周辺に新町を建設することを命じました。家康が実際に休憩所を使用することはありませんでしたが、御殿を中心に御殿新町が生まれました。なお、「御殿場」という地名はこの「御殿」に由来しています。



◆ 明治時代～高度成長期

明治16年に富士山東表口登山道が開かれ、明治22年には東海道本線が開通してからは、富士登山と別荘地として発展しました。

明治42年には、山麓の大野原が陸軍演習場として使用されるようになり、滝ヶ原・板妻・駒門に廠舎(しょうしゃ)もつくられました。

大正3年、御厨町が御殿場町に改称し、昭和30年には、合併により人口約4万2千人の御殿場市が誕生しました。



◆ 高度成長期以降

東名高速道路の開通により、わずかな地場産業と農業が主であった市内に大手企業が進出し、駒門工業団地の立地等、発展を遂げました。

・昭和30年代

市施行当時の御殿場市は、旧国道138号、旧国道246号および旧国鉄御殿場線を骨格として、「御殿場駅周辺の市街地」と「旧御殿場地区の沿道型市街地」の2極構造をなしていました。

・昭和40年代

昭和44年に新たに東名高速道路が完成し、従来の2極構造から旧246号を軸として連担する、南北に細長い市街地を形成するようになりました。

・昭和50年代以降

国道246号バイパスが開通し、市南西部の工業開発が進むとともに、旧国道138号を軸とする東西方向の市街地が形成され、従来の細長い沿道型市街地から面的な市街地に発展してきました。

昭和51年に区域区分が行われた後は、交通の利便性を活かした工業団地の整備、土地区画整理事業の実施による新たな住宅地の創出、国道138号バイパスの開通、御殿場駅舎の改築や東西自由通路の設置、駅前開発と駅前広場整備、中央公園の整備、下水道浄化センターの建設、ごみ処理施設の建設、秩父宮記念公園整備、さらには新東名高速道路の開通等、目ざましく発展が続いています。

1-2 景観の特性

(1) 富士山を望む景観

- ・富士山は、平成25年6月22日に世界文化遺産に登録されました。市内の須山口登山道（現御殿場口登山道）は構成資産の一つとなっています。
- ・富士山写真コンテストが開催される等、富士山は市民の身近な景観となっています。
- ・箱根外輪山の山麓斜面には、良好な眺望ポイント※¹が多く存在し、夜間は富士山を背景に市街地の夜景を眺望※²することができます。
- ・平野部に広がる田園地帯では、のどかな田園風景とともに富士山を眺望することができます。
- ・富士山への眺望は、「富士見十景※³」や「観光十二選※⁴」のような、市民に広く浸透した眺望ポイントがあります。
- ・御殿場プレミアムアウトレット、時之栖、富士山樹空の森等、市内の大型観光施設では富士山の眺望とともに買い物やレジャーを楽しむことができます。
- ・その他、自動車ドライブしながら、高台から、市街地からと市内の至る所から富士山を眺めることができます。



①箱根外輪山からの夜景
(第2回富士山写真コンテスト)

※1 眺望ポイント：特定の対象（富士山等）やまちなみを高所等から見渡すことができる地点で、不特定多数の人の集まる可能性のある公共的な場所を指す。

※2 眺望：遠くを見渡すこと。または見渡した眺め、見晴らしのこと。

※3 富士見十景：富士山御殿場口、富士山弘法堂、長尾峠、御殿場市温泉会館、乙女の鐘（乙女峠）、友愛パーク原里、パレットごてんば、富士見台（富士岡駅高堤防）、夢の大橋（御殿場プレミアムアウトレット）、天神山（御殿場高原時之栖）

※4 観光十二選：長尾峠、乙女峠、富士山双子山、御胎内清宏園、幕岩（富士ハイキングコース）、東山湖、富士山弘法堂、東富士園芸センター、神場山神社、駒門風穴、新橋浅間神社、御殿場の夜景（乙女峠）



②御殿場プレミアムアウトレットより



③平和公園より



④富士山樹空の森より



⑤乙女駐車場より



⑥御殿場美華ガーデンより



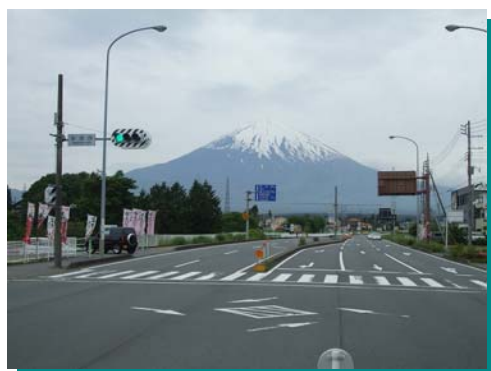
⑦東山湖より



⑧かがやき地区周辺(北部幹線)より



⑨国道 138 号より



⑩国道 138 号萩原西交差点より



⑪御殿場富士公園線より



⑫御東原循環線より

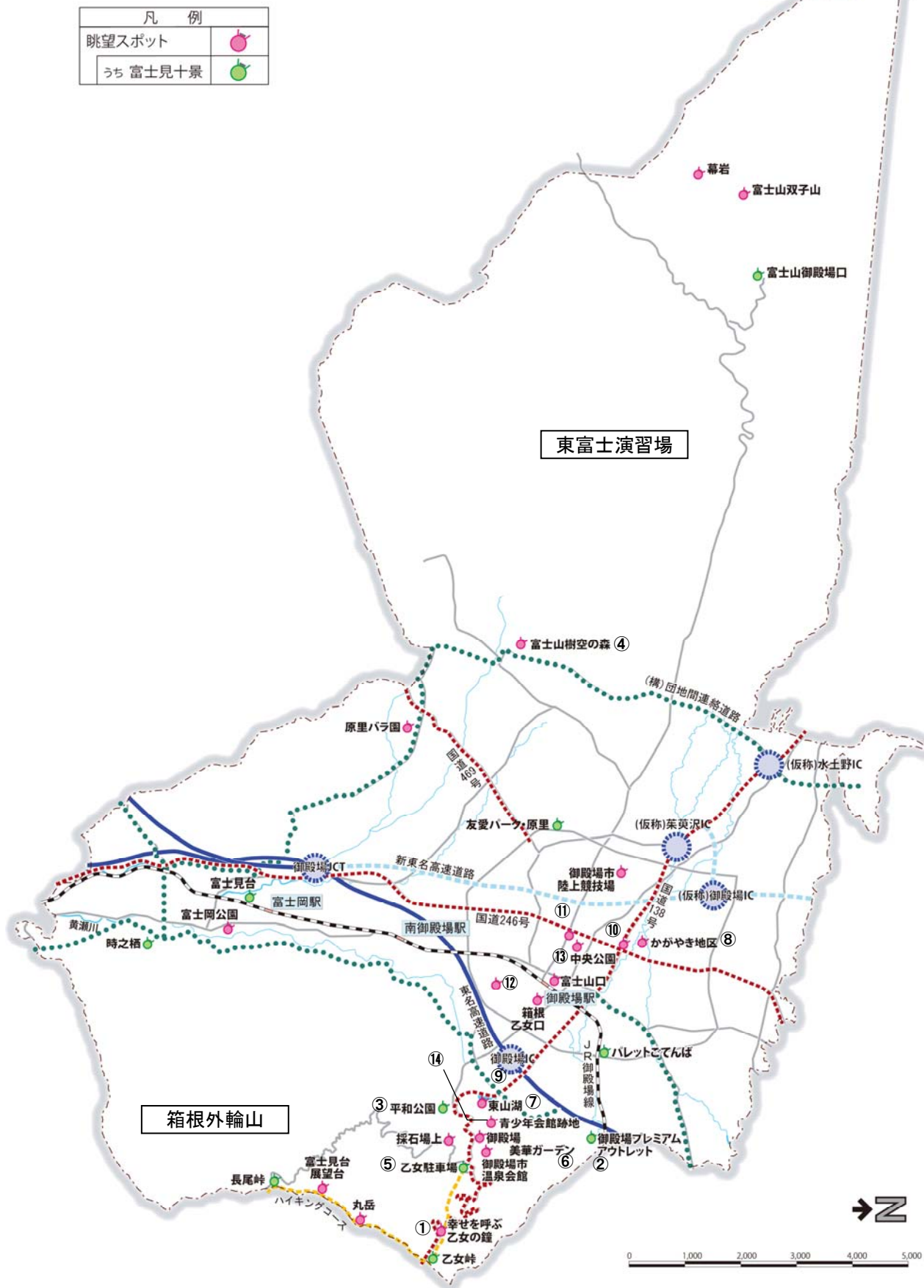


⑬中央公園より



⑭青少年会館跡地より

富士山▲



■眺望スポット位置図



～世界遺産としての富士山～

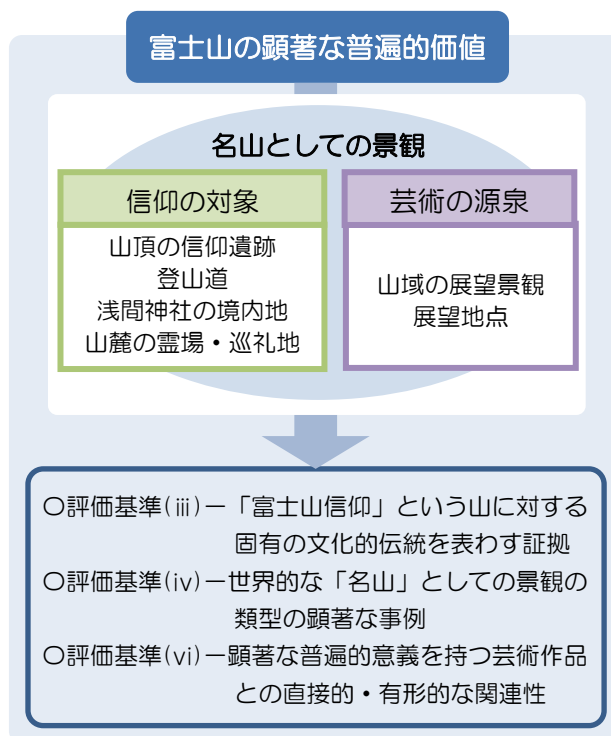
静岡県は平成17年度から、文化庁、山梨県、関係市町村等と連携して、日本の象徴である富士山を世界共通の財産として未来に引き継いでいくため、世界文化遺産登録に向けた取り組みを進めてきました。その結果、平成25年6月22日にユネスコの世界文化遺産に登録されました。

◆登録までのスケジュール

平成19年1月	世界遺産暫定リストに富士山が記載
平成24年1月	日本政府が推薦書をユネスコに提出
平成24年8～9月	イコモス(国際記念物遺跡会議)による現地調査等
平成25年4月	イコモスによる勧告
平成25年6月	世界遺産委員会で登録決定

富士山はその荘厳で崇高な姿から、人々の信仰の対象となり、さまざまな芸術作品を生み出し、日本文化を象徴する名山としての世界的な価値を確立してきたことが世界文化遺産として認められました。

富士山の姿は、日本人の自然に対する信仰のあり方や、我が国独特の芸術文化を育むとともに、葛飾北斎等の浮世絵を通じて西洋芸術にも影響を与えています。



◆構成資産とは？

古くから信仰の対象となり、数多くの芸術作品を生み出してきた富士山の文化的価値を証明するのが、周囲にある神社や登山道等、25件の構成資産です。



(2) 自然と共生する景観

① 山の景観

- ・富士山と箱根外輪山が市街地を囲むように位置しており、山麓斜面は市街地からの遠望景観として豊かな自然景観を提供しています。それとともに、市街地を見下ろし相互に山並みを眺める眺望ポイントを提供しており、「原風景」としての景観を感じる貴重な景観資源となっています。
- ・市内の至る所から望むことができる山々は、御殿場市を特徴づける景観として、また、自然に親しむことのできるレクリエーションの場として市民に親しまれています。



箱根外輪山と住宅地

② 河川などの水辺景観

- ・本市は、一級河川である黄瀬川、久保川、西川、二級河川である鮎沢川、小山川、普通河川である小山佐野川等を有しています。
- ・自然に恵まれた黄瀬川等の河川は、溶岩景観を主体に本市独自の河川景観となっています。
- ・点在する湧水・そのせせらぎ等の小河川からなる水系緑地は、暮らしと共に続いてきた貴重な風土景観の一つです。



鮎沢川

③ 水田や畑などの農地景観

- ・市街地の周辺においては、ゆるやかな地形の中に集落・水田・畑・樹林地等が調和した田園的景観を形成しています。



山並みと水田の調和

④ 樹林地などの緑地景観

- ・富士山および箱根外輪山の裾野に斜面緑地が広がっています。
- ・人が集う憩いの場となる森林を「市民の森構想」として位置づけています。
- ・箱根外輪山山麓のブルーベリーや原里地域のバラ園、あまだトンボ池ふかさわの森のビオトープ※¹、海が見える四季の丘等、市民活動による自然景観が形成されています。



海が見える四季の丘

※1 ビオトープ：多くの生物種が交互関係を持ちながら構成する生物群集の生息場所として機能している地域全体をいう。「生息場所」または「すみ場」を表すドイツ語の造語。



(3) 歴史と文化の景観

① 神社・史跡

- ・二岡神社等古来の信仰に係る歴史的要素が市内全域に点在しています。
- ・今川氏が築城したと伝えられる深沢城跡は、緑に囲まれた歴史的な景観を形成しています。県の指定史跡でもあります。
- ・御殿場市の地名発祥の地や、深沢城跡等の旧跡が残されている御殿場大井線（旧関本街道）の沿道（歴史街道）は、都市計画マスタープランにおいて、歴史拠点として位置づけられています。



二岡神社

② 歴史遺産

- ・御殿場線を蒸気機関車が走っていた頃のスイッチバック跡が残されており、現在は「富士見台」として富士山の眺望スポットが整備されています。
- ・かつて馬車鉄道が走っていた馬車道や、旧万国村やその外周道等、市内には歴史遺産があります。



富士見台

③ 文化財

- ・地質学的にも重要な駒門風穴や、印野御胎内清宏園内の神社の脇にある熔岩隧道は、国の天然記念物に指定されています。
- ・富士カントリークラブのクラブハウスは、平成 23 年 12 月に国の登録有形文化財（建築物）に登録されました。
- ・県または市指定の天然記念物として指定された大木、古木が地域のランドマーク※¹として、歴史を感じさせる景観を形成しています。



駒門風穴

④ 名木・古木

- ・市内には樹齢の古い大木が多く、平成 4 年の踏査では、幹回り 3m 以上の木が市内に 1,400 本以上ありました。特にケヤキ、ツバキの大木の多さは他市に見られない御殿場市の特性と言えます。



樹齢 300 年 太郎冠者

※1 ランドマーク：地域の目印となる、または地域を象徴する景観。

ごてんば
風景物語

～今も残る別荘文化～

富士の裾野に広がる美しい自然の中にある御殿場は、古くから保養地や避暑地として多くの人々に愛されてきました。黒澤明(映画監督)、小泉信三(慶応義塾塾長)、東山千栄子(女優)といった多くの著名人も御殿場に別荘を求め、秩父宮殿下も、御療養のために御殿場の気候が最適という主治医の進言のもと、御別邸を構え御夫妻で過ごされていた時代がありました。

また、富士山という素晴らしい景勝は日本人だけでなく、国外の人にとっても魅力的な場所でありました。旧万国村で知られる外国人宣教師たちの居留地は、富士山が良く見える箱根山の麓に発展した一団と考えられています。

御殿場が別荘地として発展した背景には、美しい富士山を眺望できる土地であることや、その当時は東海道本線御殿場駅として交通の便も良かったことが別荘地として発展した要因に挙げられます。

しかし、御殿場の別荘地は、軽井沢ほどの大別荘地にはなりません。それは、高原リゾートとしては標高が少し低いことや、東海道本線が熱海経由に変更されて、支線の御殿場線となり交通の便が悪くなったこと、外国人別荘が戦争開始とともに日本人に売り渡されたこと等が要因となります。

別荘地として栄えた当時は、地域住民との日常的な交流が盛んであり、アメリカ人の宣教師 G・W ボールデン氏が伝授した豚の飼育方法や加工品の技術は受け継がれ、現在も御殿場の特産品になっています。



旧万国村の教会跡



旧秩父宮御殿場御別邸



東山旧岸邸



（４）活力とにぎわいを感じる景観

① 主な道路の景観

- ・市街地の国道138号、国道246号、御殿場インターチェンジ周辺等は、ロードサイド型の商業施設やサービス産業施設が立地しています。
- ・国道138号は西方向に富士山、東方向に箱根外輪山を車より望むことができ、ケヤキ並木とともに良好な観光道路となっています。
- ・御殿場駅前のマイロードは、無電柱化によりゆとりある良好な景観を創出しています。
- ・国道246号高架側道は、歩道への緑化が施されています。高架に沿って高木の街路樹が設置されていることで高架を隠し、圧迫感を軽減しています。



国道138号

② 看板や屋外広告物の景観

- ・国道138号、国道246号、御殿場インターチェンジ周辺等は、野立て、屋上施設、壁面表示の屋外広告物等がまちのにぎわいを演出している一方、統一感が無く訪れる人に雑多なイメージを与えています。



国道246号

③ 公園・広場の景観

- ・多くの街区公園が配置され、コミュニティ※¹形成の場、レクリエーションの場、災害時の避難所として人々が集う景観を形成しています。
- ・秩父宮記念公園や平和公園、桜公園、中央公園等、市民や来訪者が憩う公園も多く配置されています。



秩父宮記念公園

④ 学校など公共施設の景観

- ・御殿場市役所は周辺への緑化等、景観に配慮した造りになっています。
- ・御殿場市民会館、御殿場市立図書館は特色のある、シンボル性のあるデザインとなっています。
- ・御殿場駅駅舎は高原都市をイメージした外観と色彩になっています。
- ・各地域には、支所を中心として小学校・農協・保育園等公共公益施設が集積しており、地域の拠点景観を形成しています。



御殿場インターチェンジのケヤキ

※1 コミュニティ：居住する人々が共同体としての意識を持って生活する一定の地域やその人々の集団。



- ・サイン計画により濃茶色の統一感のある公共サイン※1が設置されています。

⑤ 商店街や商業施設の景観

- ・国道246号、国道138号沿道および東名高速道路の御殿場インターチェンジ周辺は、ロードサイド型の商業施設やサービス産業施設が立地しています。
- ・御殿場駅周辺の商店街は、空洞化が進んでいますが、中心市街地整備により、徐々ににぎわいを取り戻しています。
- ・東田中鮎沢地区の花みずき通りはロードサイド型の商業施設が立地しています。



濃茶色に統一された公共サイン



マイロード商店街

⑥ 観光施設の景観

- ・富士山を始めとする豊かな自然環境やスポーツ・レクリエーション施設、商業施設等、集客性の高い観光資源が数多く存在し、人々が楽しみ、交流する景観を創出しています。
- ・通称ロマンチック街道沿道には、観光資源となりうる優れた眺望点や景観資源があります。



富士山樹空の森

⑦ 工場などの景観

- ・昭和44年の東名高速道路開通を契機に、県内外から多種多様な優良企業が進出し、活力ある景観を創出しています。
- ・市内には、駒門工業団地、神場南企業団地と富士御殿場工業団地等があり、緑に囲まれた産業環境を形成しています。
- ・市街地では小規模な工場、事務所等が点在し、人々のにぎわいの景観を生み出しています。



工業団地の緑化

⑧ スポーツの景観

- ・市内に11か所あるゴルフ場は、名門と呼ばれるものが多く、広大な緑地景観を創出しています。また、馬術競技場や陸上競技場、体育館を含む御殿場市総合体育施設やプール、7か所の乗馬クラブ等、豊かな自然に囲まれてスポーツを楽しむ姿が見られます。



ゴルフ場

※1 サイン：記号（合図）のことを言うが、まちづくりの分野では標識、看板等の総称として用いられる。



- ・スポーツに関連したイベントが盛んに開催されており、「三井住友 VISA 太平洋マスターズ」、「市民スポレク祭」、「ごてんば乗馬フェスティバル」等、人々の躍動感あふれる活気ある景観を創出しています。

⑨ 東富士演習場の景観

- ・市内には富士山麓に広がる東富士演習場があります。毎年夏に行われる総合火力演習では、日ごろの訓練の成果を一般にも公開しており、全国から大勢の人が見学に訪れます。
- ・春の野焼き、夏の緑の草原、秋のススキ、冬の雪原等、富士山を背景に四季折々の壮大な景観を創り出しています。



東富士演習場のススキ

(5) 住宅地の景観

① 市街地の景観

- ・東田中鮎沢地区、二の岡地区の土地区画整理事業に併せて定められた地区計画により、良好な市街地が形成されています。
- ・富士見原住宅団地やチアーズガーデン、富士バードタウン等の大規模な住宅団地は、周辺と調和した緑豊かな居住環境を形成しています。



御殿場駅周辺の住宅地

② 田園集落景観

- ・市街地の周辺においては、農地や樹林地の中に集落が点在する田園景観を形成しています。
- ・個々の屋敷は富士山の南を通る風の影響を和らげるため、南西に屋敷林を配するのが伝統的であり、屋敷林と一体となった集落景観が典型的な田園景観となっています。



屋敷林と一体となった田園集落

③ その他の住宅景観

- ・その他の住宅地は、狭あいな道路や圧迫感のあるまちなみが多く、基盤整備や地区計画等によるまちなみの整備が求められています。



～富士カントリークラブ～

東 名高速道路南側の箱根外輪山の丘陵、標高 470m にクラブハウスがある、「富士カントリークラブ」は、御殿場市で戦後最初に出来たゴルフクラブです。18 ホール全てのコースから富士山を望むことができます。

昭和 32 年（1957）、石橋湛山元首相をゴルフ場建設の発起人に（株）富士カントリークラブが設立されました。当時アメリカ留学から帰国し本場のゴルフを日本に紹介した赤星四郎氏がコースの設計を、クラブハウスをアントニン・レーモンド氏が設計しました。そして、昭和 33 年 8 月 16 日に秩父宮妃殿下をお迎えして鍬入れ式を行い、開場しました。

デザイン性に優れた木造山荘風のクラブハウスは、平成 23 年 12 月に国の登録有形文化財（建築物）に登録されました。建築面積は 1,084 m²、鉄筋コンクリート造および木造 2 階建て、切妻造鉄板葺で高さを抑えた直線的で明快な立面構成で、内部では丸太の柱や方丈を表し、石張りの暖炉を築いており、レーモンド氏の作風を良く表しています。

なかでも、レストランにある大きな一枚ガラスの窓は、富士山の全姿がすっぽりと額縁にはまる「ピクチャー・ウィンドウ」になっています。開場当時の日本では製造ができなかったため、初代山形章理事長、宮本正司氏がドイツから取り寄せ、寄付されたと言われています。



クラブハウス外観



レストランにある一枚ガラス窓
（ピクチャー・ウィンドウ）

参考：富士カントリークラブ HP、
広報誌（富士 No.67）より



(6) 人がつくる景観

① 伝統行事

- ・「沼田の湯立神楽」は疫病退散を願い、毎年10月に子之神社で行われているものです。県の無形民俗文化財に指定されています。
- ・「鮎沢の祈祷三番」は毎年11月に鮎沢神社拝殿で舞を奉納しています。市の文化財に指定されています。
- ・その他市内には「さいと焼き」、「牛渕の雨乞い祭り」、「新橋の稚児舞」、「ハチハライ神楽」、「塚原の三番叟」、「古沢の悪魔祓い」、「古沢の輪こぐり」等、多くの伝統行事が行われています。これらの行事は古くから受け継がれ、地域の人々が創り出す景観を特徴づけています。



富士山太鼓まつり

② イベント

- ・「御殿場桜まつり」は御東原循環線桜並木を中心に、市内の桜の名所でイベントやライトアップ※¹を行い、観光客で賑わっています。
- ・富士山に因んだイベントが多く、「富士山開山式」、「富士登山駅伝」、「富士山太鼓まつり」、「富士山スカイドリームス」、「ウルトラトレイル・マウントフジ」等が開催されています。
- ・その他「ごてんば市民芸術祭」や「夏まつり歩行者天国」、「御殿場わらじ祭り」等、市民参加によるにぎわいのある景観を特徴づけています。

(7) 景観阻害要素

- ・市街地の河川においては、水量が少なく、汚濁、廃棄物等のために景観を阻害している所が見られ、市民アンケートでの評価も低くなっています。
- ・国道138号、国道246号、御殿場インターチェンジ周辺等は、野立て、屋上施設、壁面表示の屋外広告物が見られ、その規模も大きく、派手な色彩のものも見られ、景観を阻害する要素となっています。
- ・国道138号の市街地沿道はケヤキ並木が形成されていますが、一部途切れている箇所があります。
- ・国道246号はトラック等の大型車両も多く、広域的な産業道路としての役割を担っていますが、街路樹等の緑が少なく、全体的に潤いに欠ける景観となっています。
- ・国道246号や御殿場駅富士山駅前は、活気ある景観が形成されていますが、各店舗の個性がバラバラに主張している印象を与えています。
- ・御殿場駅前、電柱や建物により富士山への眺望が阻害されています。



※1 ライトアップ：景観を演出するために、夜間、建築物や橋等を照明で明るく浮かび上がらせること。



(8) 地域別の景観要素

御殿場地域

◆ 地域の特徴

- ・秩父宮記念公園、東山旧岸邸、とらや工房、平和公園、東山湖、富士カントリークラブ、御殿場プレミアムアウトレット等、観光・交流・保養ゾーンとして、市の観光拠点を擁する地域となっています。
- ・JR 御殿場駅を中心とする市街地やその周辺の幹線道路の沿道は、市役所等の中枢・管理機能や商業・業務機能等が集積し、古くから当市の中心市街地として発達してきており、活力のある景観が形成されています。
- ・JR 御殿場駅周辺にはポケットパークが点在しており、市民の憩いの場となっています。
- ・新橋浅間神社は豊かな緑が保全されており、敷地内の新橋せせらぎ公園は、市街地にありながら自然を感じる空間を形成しています。
- ・市街地周辺の平地部は農地が主体となっており、地域の東部から南部および富士山麓は樹林地による濃緑の景観が形成されています。
- ・東山・二の岡地区は、明治時代には別荘地としてにぎわい、現在も当時のおもかげを残す建築物が残っています。
- ・あまだトンボ池ふかさわの森（ビオトープ）が形成される等、豊かな自然景観が形成されています。
- ・田園景観の中に深沢城跡等の歴史遺産もあります。



御殿場駅



ポケットパーク



深沢城跡



山と田園に囲まれた住宅地



夕暮れの富士山



御殿場駅箱根乙女口からの富士山



あまだトンボ池ふかさわの森



鮎沢川



御殿場プレミアムアウトレット

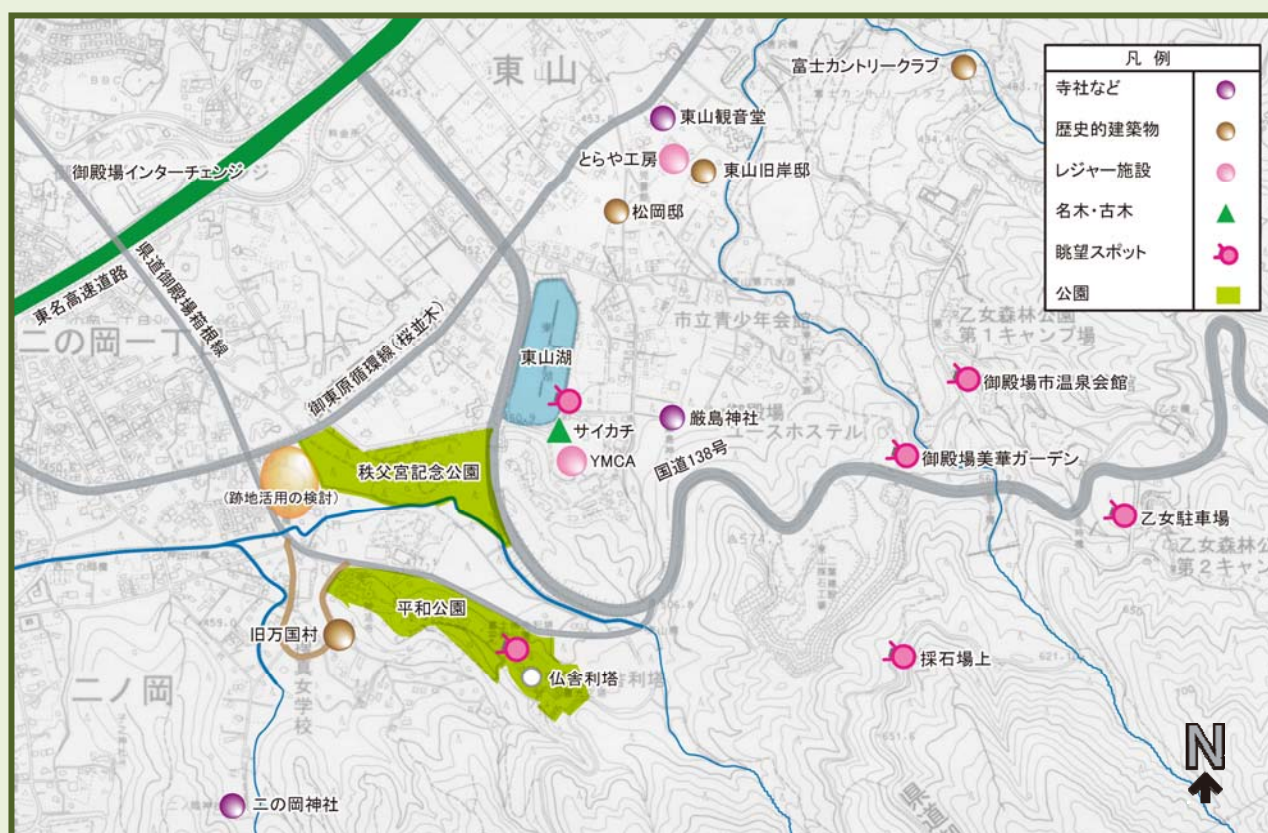


ピックアップ

東山・二の岡地区

東山・二の岡地区は、明治以降の近代史に登場する著名人の別荘地であり、明治22年の東海道線御殿場駅の開設以降、当該地区の別荘文化は本市に現存する歴史的遺産の一つとなっています。地区内には、第56-57代首相を務めた岸信介が晩年を過ごした邸宅(東山旧岸邸)や外国人の別荘地として栄えた旧万国村等、当時のおもかげが残されています。また、別荘を構えた人の子や孫の代の人たちが移り住み、地域住民として生活している例も少なくありません。

さらに、地区内を国道138号が縦断し、本市と箱根を繋ぐ観光道路として機能しているほか、優れた観光資源となり得る施設が多数存在していることから、御殿場市の観光の拠点として今後の展開が期待される地区です。





富士岡地域

◆ 地域の特性

- 地域の東側は箱根外輪山の豊かな自然に接しており、西側は駒門工業団地が立地しています。
- ロマンチック街道沿いの箱根外輪山の麓には、時之栖等の観光施設や優れた眺望地点等の景観資源があります。
- ロマンチック街道沿いでは、地域活性化の一環として市民が菜の花やブルーベリー、ホタル、稚魚の放流等を行っており、活力ある景観が形成されています。
- 黄瀬川や点在する周辺の湧水地が親水景観を形成しています。



高橋(黄瀬川)



神山復生病院事務所棟



東名高速道路と富士山

原里地域

◆ 地域の特性

- 御殿場らしいのどかな田園景観が形成されている地域であり、「原里バラ園」や「東富士園芸センター」等の園芸も盛んに行われています。
- 地域の西側には太平洋クラブ等のゴルフ場や、富士御殿場工業団地が立地しており、緑に囲まれた活力ある景観を形成しています。
- 雄大な東富士演習場を抱え、四季折々の景観を演出しています。



原里バラ園



富士御殿場工業団地



太平洋クラブ御殿場コース



玉穂地域

◆ 地域の特徴

- ・地域西側の樹林地と農地では、豊かな自然環境、生活環境が保全されています。
- ・地域北部は田園景観、地域中心部の支所周辺は集落による景観が形成されています。
- ・市立体育館や陸上競技場、市民プール、世代間交流施設ふじくら等、市民の交流拠点となっています。



印野地域

◆ 地域の特徴

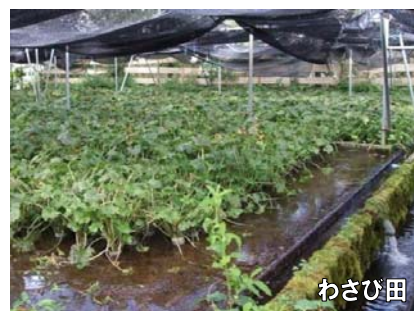
- ・集落を囲むように広がる農地により、農住景観が形成されています。
- ・集落と農地の外側には樹林地が広がり、緑豊かな自然景観を創出しています。
- ・地域の南部にはゴルフ場が立地しています。
- ・雄大な東富士演習場を抱え、四季折々の景観を演出しています。



高根地域

◆ 地域の特徴

- ・ほ場整備※¹による広大な農地景観を有しています。
- ・湧水地やわさび田等、独自の自然景観が形成されています。
- ・地域西部には広大な自然林が広がり、市民の森構想に位置づけられています。

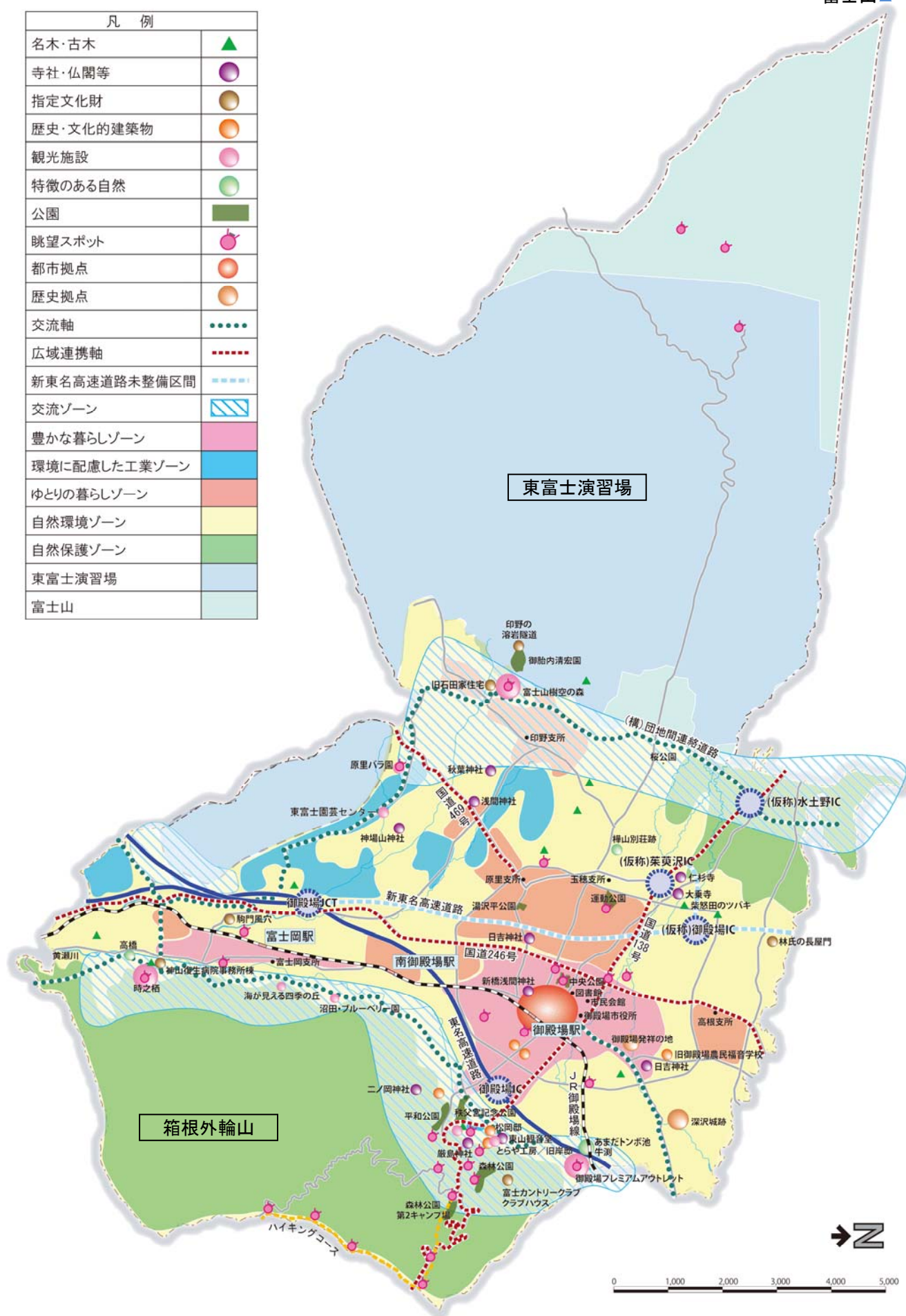


※1 ほ場整備：小さな区画の農地を、大きな区画に整理し、合わせて用排水路、農道等を計画的、効率的に配置するとともに、農地の集団化を図り生産性を向上させるための整備を行うこと。



富士山▲

凡 例	
名木・古木	▲
寺社・仏閣等	●
指定文化財	●
歴史・文化的建築物	●
観光施設	●
特徴のある自然	●
公園	■
眺望スポット	●
都市拠点	●
歴史拠点	●
交流軸	...
広域連携軸	---
新東名高速道路未整備区間	---
交流ゾーン	■
豊かな暮らしゾーン	■
環境に配慮した工業ゾーン	■
ゆとりの暮らしゾーン	■
自然環境ゾーン	■
自然保護ゾーン	■
東富士演習場	■
富士山	■



■将来都市構造と景観特性



1-3 景観アンケート結果

(1) 調査概要

景観計画策定の基礎資料とするため、以下の方法で市民、来訪者、事業者に対してアンケート調査を実施しました。

【市民】

- ・実施時期：平成 23 年 9 月 22 日～10 月 14 日
- ・実施方式：配布・回収とも郵送方式
- ・回答数等：配布 1,000 票・回答 466 票（回答率 46.6%）

【来訪者】

- ・実施時期：平成 23 年 9 月 13 日～9 月 30 日
- ・実施方式：市内の観光・交流施設にて直接聞き取り方式
- ・回答数等：回答 120 票

【事業所】

- ・実施時期：平成 23 年 9 月 22 日～10 月 14 日
- ・実施方式：配布・回収とも郵送方式
- ・回答数等：配布 250 票・回答 113 票（回答率 45.2%）

(2) 調査結果

市民は約 66%、来訪者については約 90%が「市の景観は良好である」と思っています。

その一方で、景観形成のために屋外広告物や建物の高さに関するルール作りは必要と考えており、市民は約 70%、来訪者は 50%、事業所については約 60%が「ルールが必要であり、有効である」と答えています。

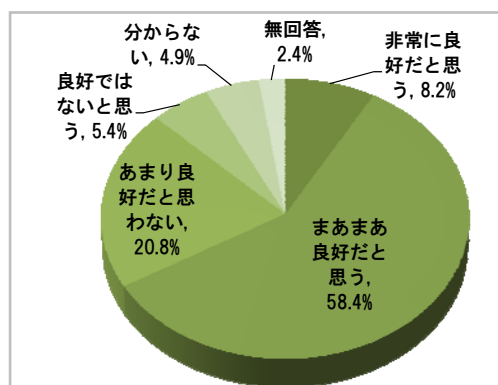
また、事業所に対して良好な景観形成に向けた取り組みについて尋ねたところ、「事業者が良好な景観の形成に取り組むことは必要である」との回答が約 85%を占めていました。

以上より、全般的に景観に対して前向きな回答が得られています。

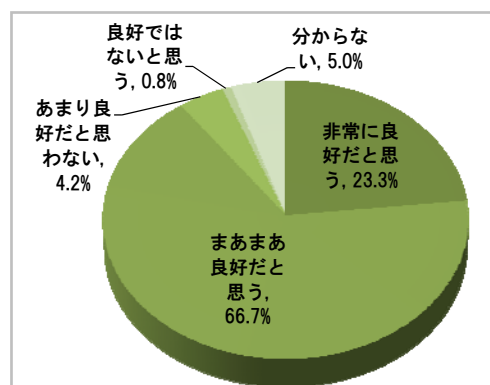


問 御殿場市の景観について、全般としてどのように思いますか。

◆ 市民(n=466)

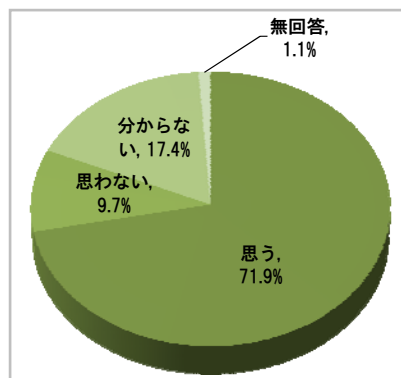


◆ 来訪者(n=120)

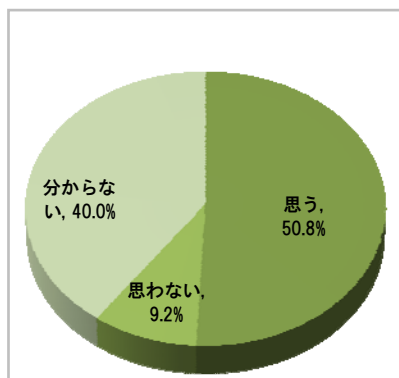


問 良好な景観形成のために、御殿場市独自のルールづくりが必要・有効だと思いますか。

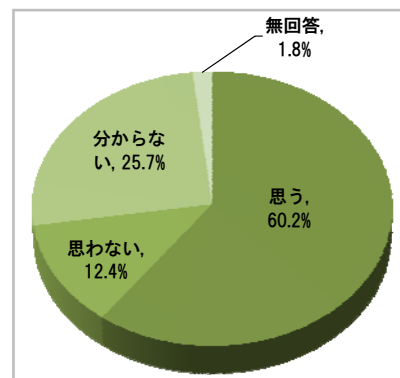
◆ 市民(n=466)



◆ 来訪者(n=120)

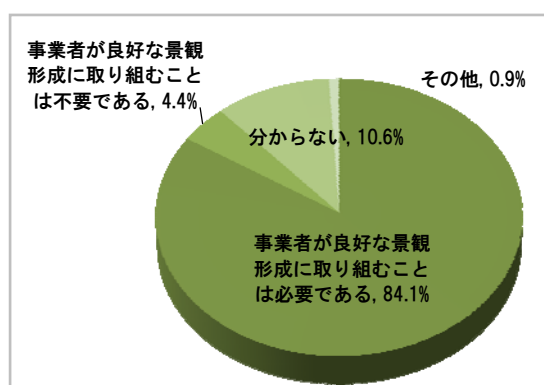


◆ 事業所(n=113)



問 事業者の皆様が、良好な景観形成に向けて取り組むことについて、どのようにお考えですか。

◆ 事業者(n=113)





～市民が好きな景観～

平

成 24 年 8 月に市民の皆さんから、これからも残していきたい、育てていきたい景観を募集し、ご意見をいただきました。これらの貴重なご意見は、今後の御殿場市の景観形成に役立てて行きます。

●残していきたい、育てていきたい、良好な景観

- ①御東原循環線沿線から富士カントリークラブ入口付近までの自然環境
東山観音堂の桜、閑静な別荘地、富士山への眺望等の自然環境に恵まれた地域である。
- ②高根の自然林
高原都市を強く感じられる景観である。
- ③黄瀬川高橋付近の河川景観
住宅地でありながら、自然の川を見ることができる貴重な景観である。
- ④市内に数多くある古寺
庭園の開放、観光マップの作成を希望。
- ⑤沼田ブルーベリー園から望む里山風景
地域住民が育てたブルーベリー園。観光ポイントとして育てていきたい。



⑥原里バラ園から望む富士山

●昔はあったが、なくなってしまっ残念な景観

数十年前の御殿場駅には富士登山客の手足洗い場があり、憩いの場となっていたが、今はなくなってしまい残念。

●ふと足を止めたくなる眺望スポット

長尾峠の頂上と中腹から望む富士山

●好ましくないと思う景観

駅前の看板、ゴルフ練習場のネット

●その他のご意見

富士山に関連した名所を活用し、御厨札所めぐり等を復活して、まちおこしにつなげてほしい。



1-4 景観形成における課題

(1) 富士山を望む景観

- ・御殿場駅周辺や主要な幹線道路沿道から富士山への眺望を確保できるよう、眺望を阻害している電柱や建物の高さの規制、屋外広告物等の改善が求められます。
- ・箱根山系やロマンチック街道沿い、高根地域の広大な農地等の富士山を眺望できる場所を確保するとともに、富士山に向かう道路では道路上からの富士山の眺望を確保するために沿道の建物をセットバック^{※1}する等の規制が必要です。
- ・富士山への眺望を確保するため、眺望ポイントから仰角^{※2}に沿った高さ制限の検討が必要です。
- ・箱根外輪山から良好な眺望が得られますが、明度^{※3}や彩度^{※4}の高い建築物や工作物が眺望を阻害していることから、これらの改善が必要です。
- ・箱根外輪山からの眺望を景観資源として活用するため、新たな眺望場所の検討が必要です。



乙女駐車場から望む富士山

(2) 自然と共生する景観

- ・市民アンケートの結果では、河川景観に対するイメージが良くないため、黄瀬川、鮎沢川等の河川等の水質の向上と水辺の景観の活用が必要です。
- ・街路樹や店舗敷地内の緑化を推進する等、「緑」を活かしたまちなみ景観の向上が必要です。
- ・富士山頂から山麓部、箱根外輪山により構成される山地景観を保全するとともに、散策道の整備や案内サインの充実が必要です。
- ・市街地周辺に広がる水田等の農地は、優良な農地景観の保全が必要です。
- ・東山湖や湧水等の水辺の修景^{※5}や、水に親しめる空間を創出するとともに、小河川、水路等の身近な水辺景観についても、貴重な水系緑地が滅失しないよう積極的な管理による整備や保全を図る等、地域のシンボルスペースとしての修景が必要です。
- ・市街地においては、背景となる箱根外輪山の緑や空等の自然の色彩に対して、明度や彩度の高い建築物や工作物が増えているため、背景の自然景観とまちなみ全体としての色彩調和が必要です。



店舗敷地の緑化

(3) 歴史と文化の景観

- ・良好な景観形成に重要な役割を持つ、歴史的価値の高い建築物や、古木・名木は、積極的にその保全・活用を行うことが必要です。

※1 セットバック：建築物等の壁面を後退させること。

※2 仰角：対象を見上げる場合の視線の水平に対する角度。

※3 明度：「明るさ」の度合いを0～10の数値で表すもの。数字が10に近くなるほど明るい色彩となる。

※4 彩度：「鮮やかさ」の度合いを0～16程度の数字で表すもの。鮮やかさのない色彩ほど数字が小さく、無彩色の白・黒・グレー等の色彩は0になる。

※5 修景：風景や景観を人為的に、より美的に造ること。元来は造園上の用語で庭園美化等を意味するが、近年は建築物等の形態・意匠・色彩を周囲のまちなみに調和させることやストリート・ファニチャーの配置等、景観整備一般をさすことが多い。



- ・富士山の信仰や、別荘地等の歴史・文化的資源の価値を市民が再認識できる施策が必要です。
- ・寺社や鎮守の森、古木、城跡、天然記念物等の市内に点在する貴重な歴史的資源は、地域の歴史を感じさせるとともに、景観のアクセントでもあることから、周辺の風致保全および修景が必要です。

(4) 活力とにぎわいの景観

- ・本市の玄関口となっている御殿場駅や御殿場インターチェンジ、御殿場ジャンクション、箱根山、国道138号沿道は、周辺と調和を乱す屋外広告物が見られることから、周辺の自然や景観と調和したものになるよう、規制・誘導が必要です。
- ・道路の沿道景観については、都市軸となる主要幹線道路や富士山スカイライン、箱根スカイラインを始めとする観光道路沿道を中心に、道路附属物の色彩の統一や街路樹の植栽等、修景を推進することが必要です。
- ・御殿場駅前、まちの顔づくりを行う必要があります。
- ・東名高速道路高架下法面等の修景が必要です。
- ・採石場は周囲の景観との調和に配慮した修景が望まれます。
- ・まちの拠点や景観スポットの魅力を高めていくため、その場所の魅力づくりだけでなく、それらを観光ルートや散策路等として相互に結び付けることが必要です。
- ・色彩が周囲となじんでいない建築物等が見られることから、それらの修繕に合わせた改善が期待されます。
- ・工業団地は、敷地内の緑化等、良好な景観を整備・保全することが望まれます。
- ・地域のランドマークとなる大規模な建築物は、規制・誘導により良好な景観の形成をコントロールする必要があります。
- ・既に景観に配慮して整備された公共建造物は適切な維持管理を行い、景観上好ましくない公共建築物等は、修景が必要です。
- ・市役所や支所周辺は、地域の拠点施設として良好な景観づくりを進めることが必要です。
- ・公園緑地等は良好な景観の維持・修景が必要です。



歴史的資源の保全（新橋浅間神社）



観光道路の修景（国道138号）春



観光道路の修景（国道138号）冬



市役所周辺の景観形成



(5) 住宅地の景観

- ・住宅地においては基盤整備とともに、地区計画や景観計画によって良好なまちなみを形成することが望めます。
- ・地区計画等によって調和が図られている地域は、継続して景観づくりに取り組む必要があります。
- ・周辺の農地や自然と調和した良好な集落景観を保全する必要があります。

(6) 人がつくる景観

- ・市民や来訪者の参加によるにぎわいの景観づくりを目指し、伝統行事やイベント開催の積極的な情報発信が必要です。
- ・地域の歴史文化を伝え、また景観を演出する要素として、伝統芸能等を継承する必要があります。

(7) 地域別の課題

御殿場地域	・箱根外輪山およびその裾野部に広がる樹林地の転換と保全 ・黄瀬川等の河川の浄化、親水性の確保 ・深沢城跡等の歴史資源の活用 ・東山・二の岡地区の観光・レクリエーション機能の向上 ・あまだトンボ池ふかさわの森の自然環境の活用
富士岡地域	・田園地、畑地等の自然景観の保全 ・（黄瀬川等の）河川や湧水地の保全・活用 ・箱根外輪山の樹林地の保全 ・ロマンチック街道の景観形成と、箱根外輪山における散策道等の整備
原里地域	・田園の自然環境と生活環境の共生 ・河川の親水性の確保 ・工場敷地内の緑化 ・夏刈地域等新たな工業用地整備における景観との共生 ・ごみ処理総合施設の整備
玉穂地域	・樹林地の保全・活用 ・農地の保全 ・河川や湧水地の保全・活用 ・東富士演習場地域との調和 ・スポーツ拠点等の維持・充実
印野地域	・富士山麓の自然景観を活かした沿道景観の整備 ・集落地周辺の農地の保全・活用 ・富士山樹空の森を核とした観光拠点の充実 ・東富士演習場地域との調和 ・湧水地（岩下の清水など）の保全
高根地域	・田園、里山環境の保全・活用 ・富士山麓の樹林地の保全 ・竜良川等、豊かな水資源の保全・活用 ・自然とふれあえる河川の整備 ・（仮称）御殿場インターチェンジ周辺の有効利用



～昭和天皇も泊まれた樺山別荘～

九 州薩摩藩に橋口寛之進という剣の使い手があり、後に樺山家の養子となって樺山資紀（かばやま すけのり）と名乗りました。樺山は軍人として名高く、西南戦争を皮切りに薩英戦争、鳥羽・伏見の戦いから日清戦争まで樺山の生涯の大半は戦争に明け暮れました。とくに日清戦争のときは、海軍軍司令部部長の要職にありましたが、のちに海軍大将、海軍大臣となり、初の台湾総督まで務めた人物です。栄典は海軍大将従一位大勲位功二級伯爵。

生前の樺山は狩猟を好み、玉穂川柳の土屋家の隠居所を借りていました。それが玉穂との出会いとなり、富士山の麓に別荘を構える発端となり、明治39年（1906）、樺山は富士山御殿場口登山道のそばの林を別荘地として求めました。

別荘には大正12年に摂政宮（昭和天皇）が富士登山の際、樺山別荘にお立ち寄りになり、二、三日滞在されてテニスに興じられたと言います。また、戦後間もない昭和24年には、吉田茂氏も休養のため来邸しており、そのほか歴代総理大臣も富士箱根を取り込んだような自然美の庭園を好み、避暑に来ています。

やがて、樺山別荘は箱根町の観光地に移築され、敷地跡地は現在、御殿場市立西中学校が建てられています。



樺山別荘跡地
（御殿場市立西中学校内 樺山の池）

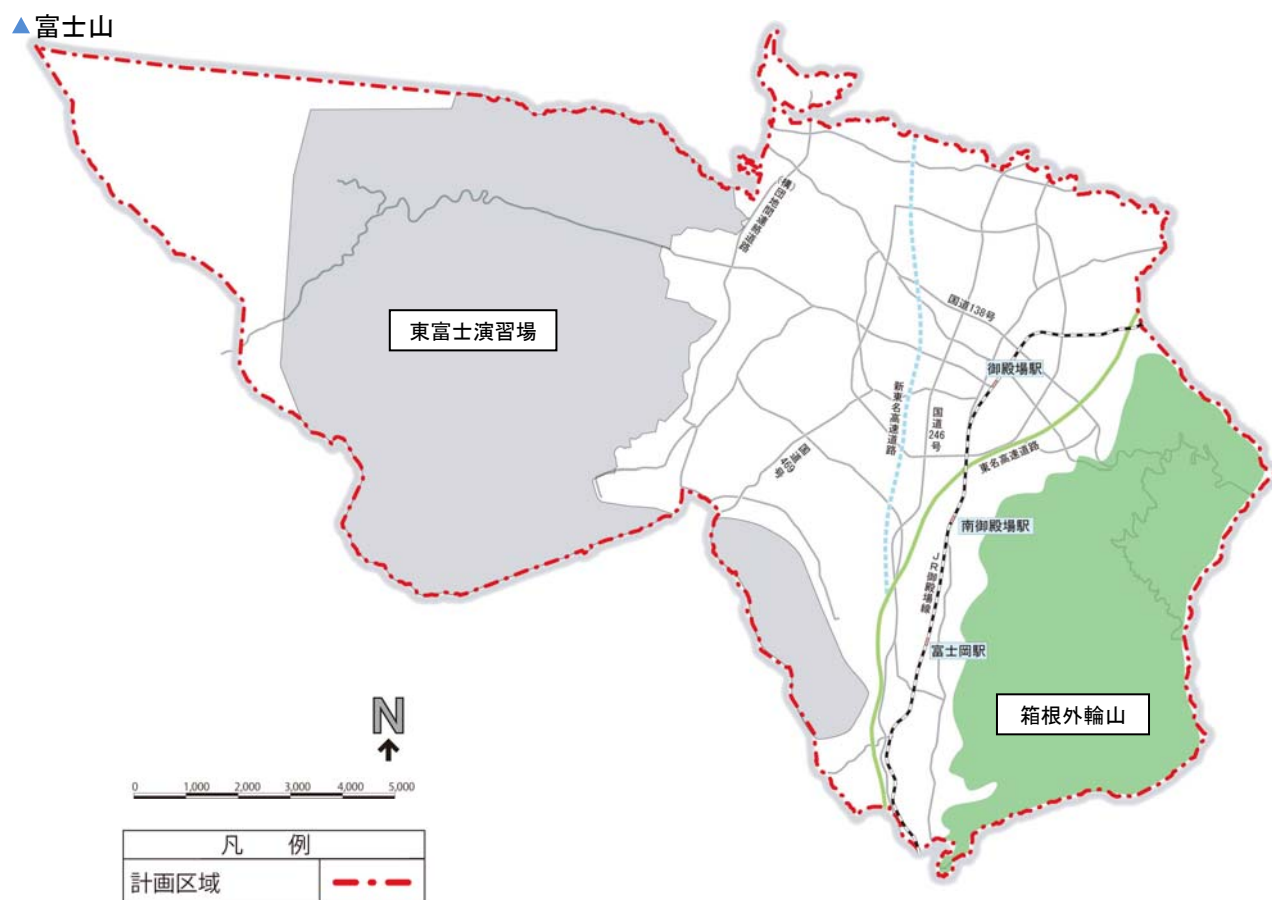


第2章 良好な景観の形成に関する方針の設定

2-1 景観計画の区域

本市は、富士山や箱根山系をはじめとする良好な自然に恵まれており、歴史的資産についても数多く現存する等、市全域にわたり様々な景観を形成しています。

これらすべての景観を次世代に引き継いでいくためにも、景観計画区域は市内全域(19,485ha)を対象とします。



■景観計画区域



2-2 景観形成の目標

富士山は本市の景観のシンボルであると同時に、日本人の心のふるさとでもあります。世界に誇る富士山と御殿場の景観を市民一人ひとりが再認識し、それに誇りを持つことで訪れる人々をおもてなしする心が育まれます。

良好な景観づくりには長い年月が必要です。良好な景観を育て次の世代へつなぐため、市民・事業者・行政が一体となって景観を守り育てていく必要があります。

(景観形成の目標)

世界に誇る景観を育て、後世に伝えるまち 御殿場



鮎沢川



富士山樹空の森(まるびドーム)



御殿場駅富士山口広場



平和公園



御東原循環線



個性を活かしたデザインの店舗

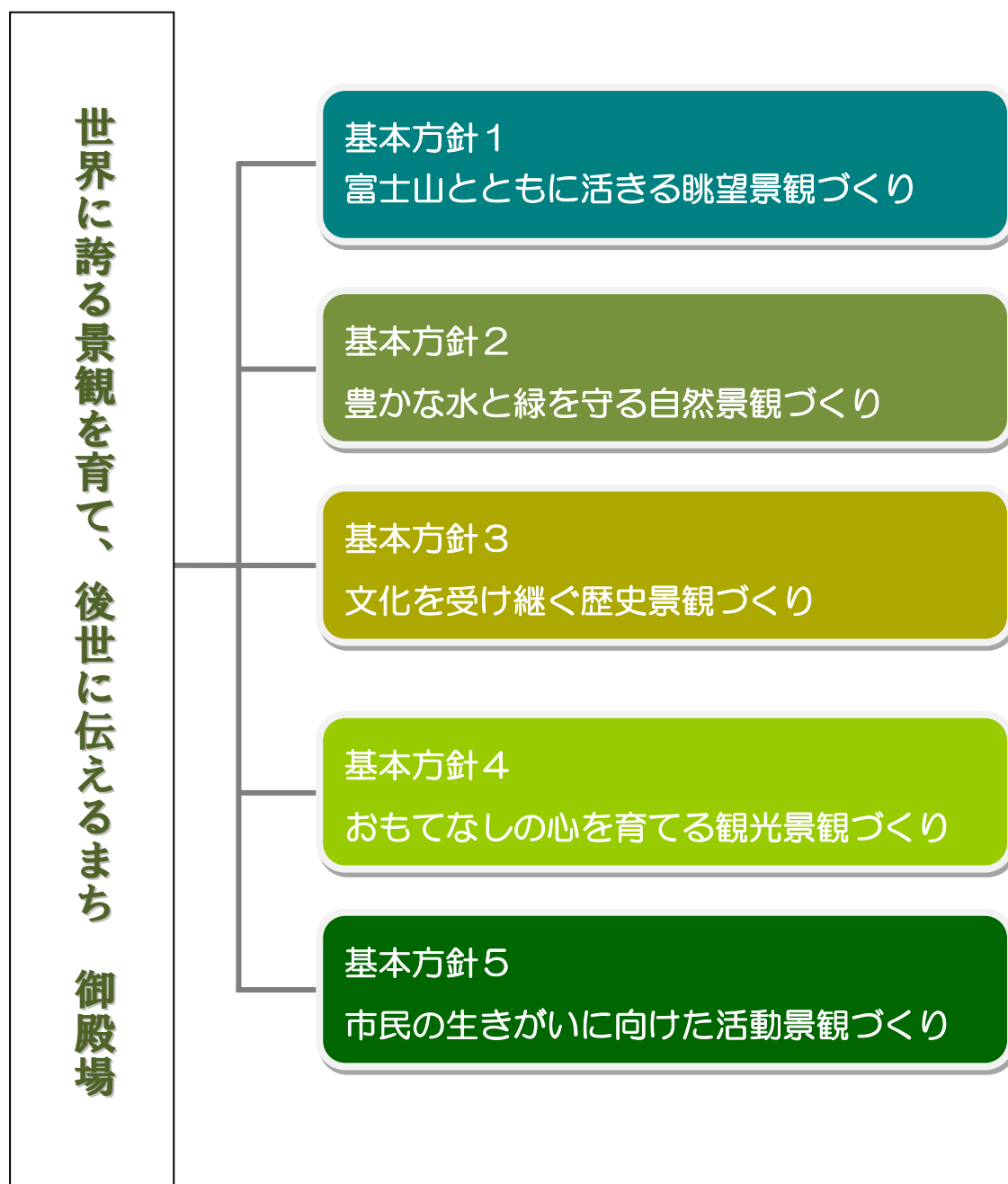


ロマンチック街道から見る富士山

 2-3 景観形成基本方針

(1) 市全域の景観形成基本方針

景観形成の目標を実現するため、次の5つの基本方針を掲げます。





基本方針1 富士山とともに生きる眺望景観づくり

良好な眺望景観の保全

富士山を意識した景観形成に向けて、建築物の高さ制限や形態意匠^{※1}の規制・誘導を行います。

新たな富士山眺望スポットの形成

道路沿道や箱根外輪山等、市内の至る所において富士山を借景^{※2}とすることができるため、新たな眺望スポットを発掘し、眺望スポットとして快適な空間形成を図ります。特に、富士山に直面する箱根外輪山は緑に囲まれた、見晴らしの良い視点場として活用を図ります。

見通し景観の形成

富士山を前方に仰ぎ見ることができる道路では、沿道の一部をセットバックする等、見通しの良い道路空間を確保します。

また、沿道の街路樹、街路灯、柵および案内看板等の修景を図るとともに、景観を阻害する屋外広告物や工作物等は改修・撤去等を行い、沿道の良好な景観形成に努めます。

眺望スポットの保全

既存の眺望スポットにおいても、富士山の眺めに配慮するとともに、スポット自体の修景等に努めます。

基本方針2 豊かな水と緑を守る自然景観づくり

豊かな森林景観の保全と都市景観との融合

富士山麓や箱根外輪山の森林に囲まれた景観特性を活かすため、自然景観の保全を図ります。また、建築物や屋外広告物の色彩については、山並みの深い緑や農地の緑との調和に配慮した色使いを推奨し、特に、市街地における緑化を推進します。

河川・湧水などの水辺景観の保全

河川や水路・湧水池等の保全に努めるとともに、多様な生物が生息できる親水空間^{※3}を整備し、良好な水辺景観づくりを促進します。

農地景観の保全

市街地を取り囲む広大な農地には、地域の原風景となり得る豊かな田園景観として保全を図ります。

山の景観の保全

眺望スポットから眺める富士山および箱根外輪山に対して、スカイライン^{※4}を越えないように建築物の高さを誘導します。

また、富士山頂への見通しや、箱根外輪山の山並み等の広域的景観を守り育てるために、近隣行政区域との連携・協調を図ります。

※1 形態意匠：建築物や工作物等の外観全体の特徴をあらわす形状、規模等が一体となったものや、外観の一部を構成する意匠（デザイン）を指す。

※2 借景：庭園外の山や樹木、竹林等の自然物等を庭園内の風景に背景として取り込む造園技法のひとつ。本計画では、対象となる景観と背景となる借景を一体として捉えた景観形成の意を含む。

※3 親水空間：豊かな自然のなかで水や緑、動植物とのふれあい、やすらぎの享受等、水に親しむことのできる空間。

※4 スカイライン：山並みの稜線等の地形、建築や建築群が織り成す輪郭と空との境界線のこと。



基本方針3 文化を受け継ぐ歴史景観づくり

由緒ある歴史・文化施設とその周辺を含めたイメージアップ

深沢城跡や市内に点在する浅間神社等の歴史・文化施設を保全するとともに、その周辺の一体的な整備を図ります。

古木・名木の保全

市内に1,400本以上存在する樹齢の古い大木の保全に向けた取り組みを検討します。

感性豊かなまちなみデザイン

御殿場らしい文化・文芸・芸術を取り入れた、感性豊かな景観づくりに向けた取り組みを検討します。



～松岡洋右の別荘～

大

正後期から昭和初期、戦中期に外交官、政治家として日本の歴史のターニングポイントにその名を遺した松岡洋右は、昭和初期に東山に別荘を構えています。

昭和8年、ジュネーブにおける国際連盟脱退時の1時間20分にわたる演説は今も語り継がれていますが、退任後は御殿場、他にて療養生活を送っており、66歳の時にA級戦犯として裁判を受け、日本の無罪を主張しましたが裁判中に病死しました。

現在、別荘には松岡洋右の遺品や東洋の収集品が保存、展示されています。

なお、松岡洋右は岸信介、佐藤栄作元両総理の伯父にあたり、佐藤栄作は松岡洋右についてこう語っています。「伯父の松岡洋右は、世界的経綸をもって日本の外交をすすめようと志したわが国でも稀な信念の政治家であったと思う。（中略）松岡は満身の努力を国のために尽くして、終戦後早く病のためたおれたのみならず、彼自身弁解がましい言動を一切しなかったため、不当に誤解されている事情が無いでもない。」（1974年「松岡洋右 その人と生涯」より）



故 松岡洋右氏 旧別荘



基本方針4 おもてなしの心を育てる観光景観づくり

緑と調和した道路空間の形成

市をまたがる広域路線は、関係する自治体と連携して良好な景観を保全します。

また、山々の緑に囲まれた景観を活かし、沿道の緑化に努めます。

周辺と調和した商・工業地の景観形成

商業施設や工場は、活力の象徴としてにぎわいを創出する一方で、周辺環境に調和しない建築物や屋外広告物等が見受けられます。

そこで、適切に緑を配置するとともに、原色の割合を制限することで統一感のある景観形成を目指します。また、一定の緑化基準を満たす施設に対しては、原色割合の緩和を検討します。

御殿場ならではの活動を支える施設とその周辺景観のイメージアップ

本市はゴルフや乗馬、その他スポーツイベントが盛んに開催され、人々の活動を特徴づけています。また、東富士演習場も四季折々の景観が市民に受け入れられています。

今後は、御殿場らしい活動の拠点施設の充実と、その周辺の景観整備を推進します。

基本方針5 市民の生きがいに向けた活動景観づくり

御殿場らしさを意識した住環境の形成

山々の緑に囲まれた環境を活かし、落ち着いた住宅地の景観形成を図ります。

田園集落の保全

田園集落の保全を図ります。

地域を特徴づける伝統行事・季節のイベントの継承

伝統文化の保護・伝承への支援を通じ、次世代への継承を図ります。

また、一年を通して市内各所で実施される富士山にまつわるイベントについても、継続して実施できるよう支援します。

景観まちづくりを支えるひとづくり

景観形成に向けた市民等の意識の醸成を図るとともに、景観形成を支える様々な担い手の育成を進めます。

市民・事業者・行政による協働の景観づくり

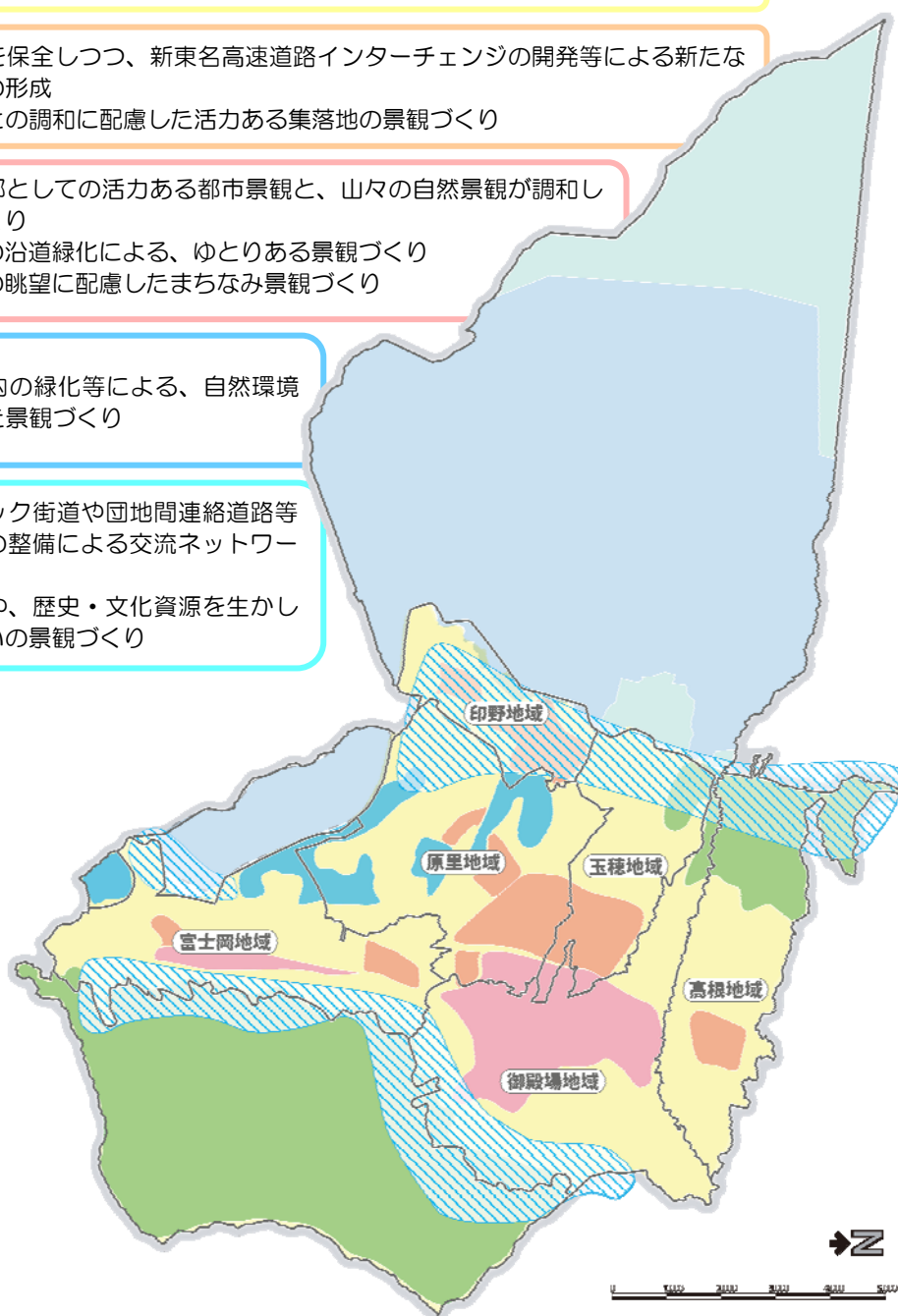
市民・事業者・来訪者・行政が協働して御殿場の景観形成を促進します。



(2) ゾーン別の景観形成基本方針

都市計画マスタープランをもとに土地利用方針別に市内を区分したゾーンにおける基本方針は、以下の通りです。

富士山ゾーン	・地域のシンボルとして富士山の保全と魅力ある景観づくり ・富士山から市内を見渡せる景観スポットの整備
自然保全ゾーン	・山々の豊かな緑を保全しつつ、自然とふれあえる景観づくり ・箱根外輪山から富士山を望む眺望スポットの保全・形成
自然環境ゾーン	・田園集落の保全による自然豊かな農地景観の形成
ゆとりの暮らしゾーン	・農地景観を保全しつつ、新東名高速道路インターチェンジの開発等による新たな都市景観の形成 ・田園風景との調和に配慮した活力ある集落地の景観づくり
豊かな暮らしゾーン	・市の中心部としての活力ある都市景観と、山々の自然景観が調和した景観づくり ・幹線道路の沿道緑化による、ゆとりある景観づくり ・富士山への眺望に配慮したまちなみ景観づくり
環境に配慮した工業ゾーン	・工場敷地内の緑化等による、自然環境に配慮した景観づくり
交流ゾーン	・ロマンチック街道や団地間連絡道路等の道路網の整備による交流ネットワークの形成 ・観光施設や、歴史・文化資源を生かしたにぎわいの景観づくり

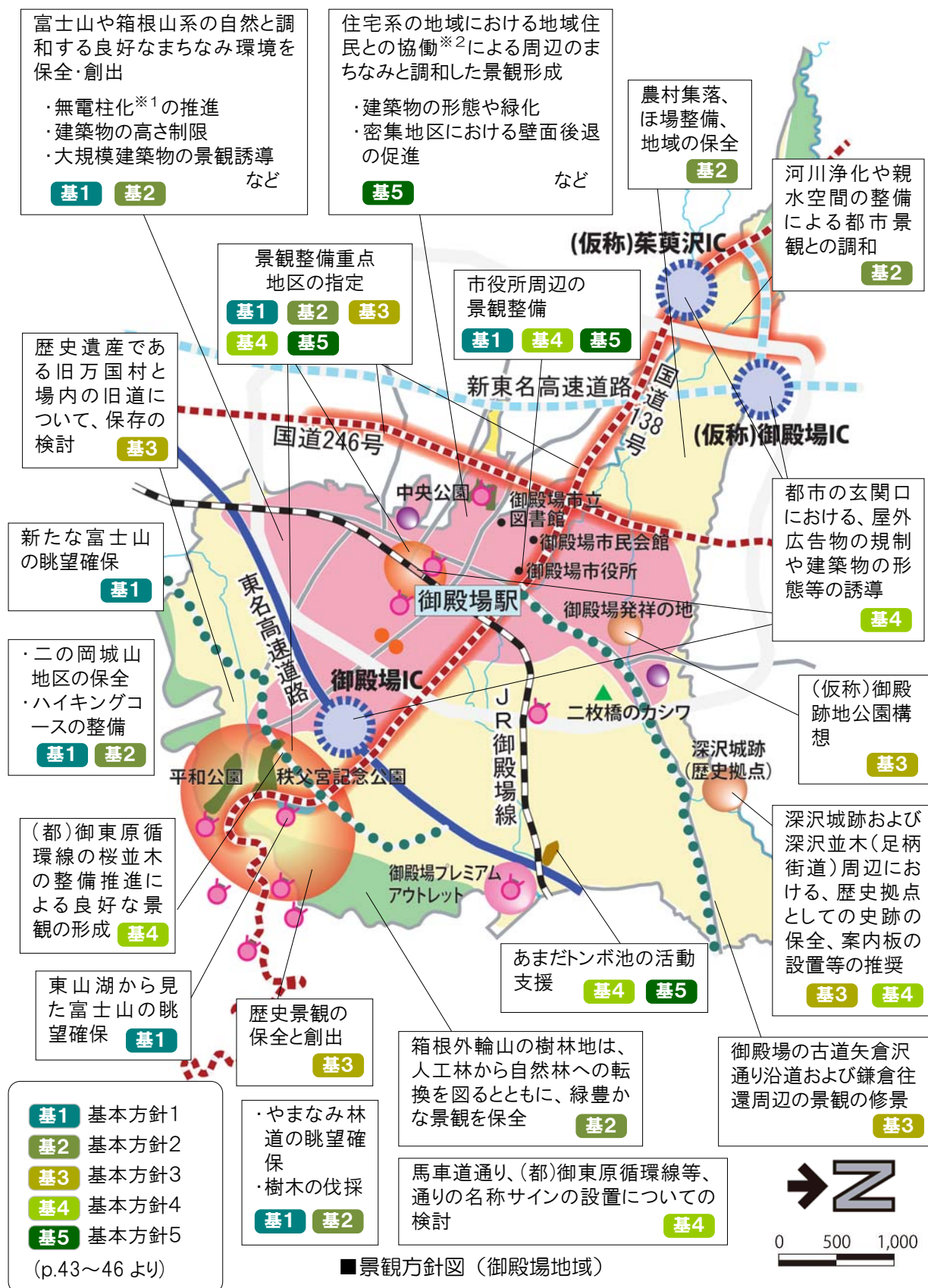


■ゾーンの景観形成基本方針図



(3) 地域別の景観形成基本方針

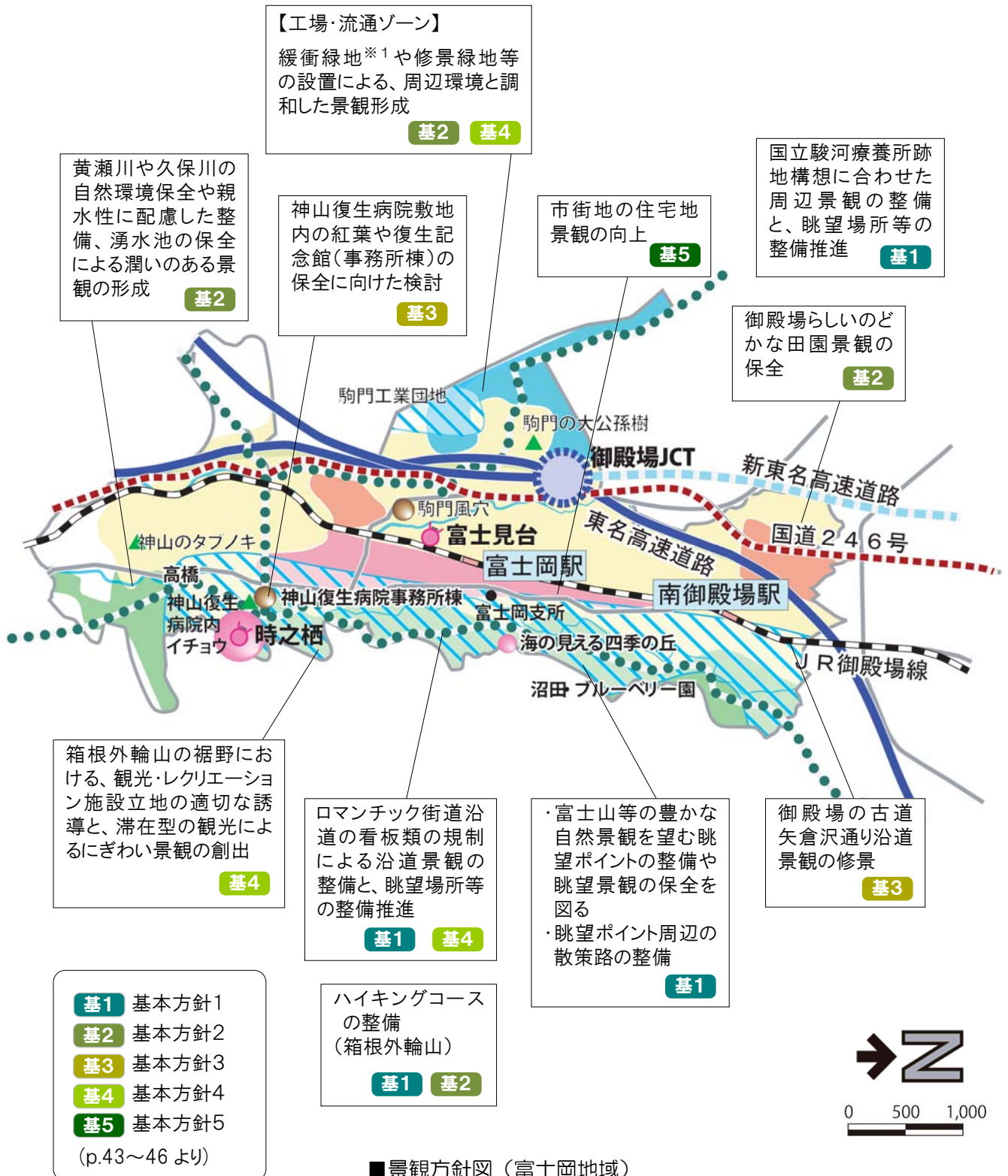
御殿場地域



※図はp.31 将来都市構造と景観特性図を地域別に拡大したものです。

※1 無電柱化：道路上の電柱を撤去し、電線を地中化または移設すること。整備手法は「地中化方式」と「地中化方式以外」に分かれる。
 ※2 協働：地域を市民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、市民としがそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動形態のこと。

富士岡地域



■景観方針図(富士岡地域)

※図はp.31 将来都市構造と景観特性図を地域別に拡大したものです。

※1 緩衝緑地：大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地。



原里地域



- 基1 基本方針1
 - 基2 基本方針2
 - 基3 基本方針3
 - 基4 基本方針4
 - 基5 基本方針5
- (p.43～46 より)

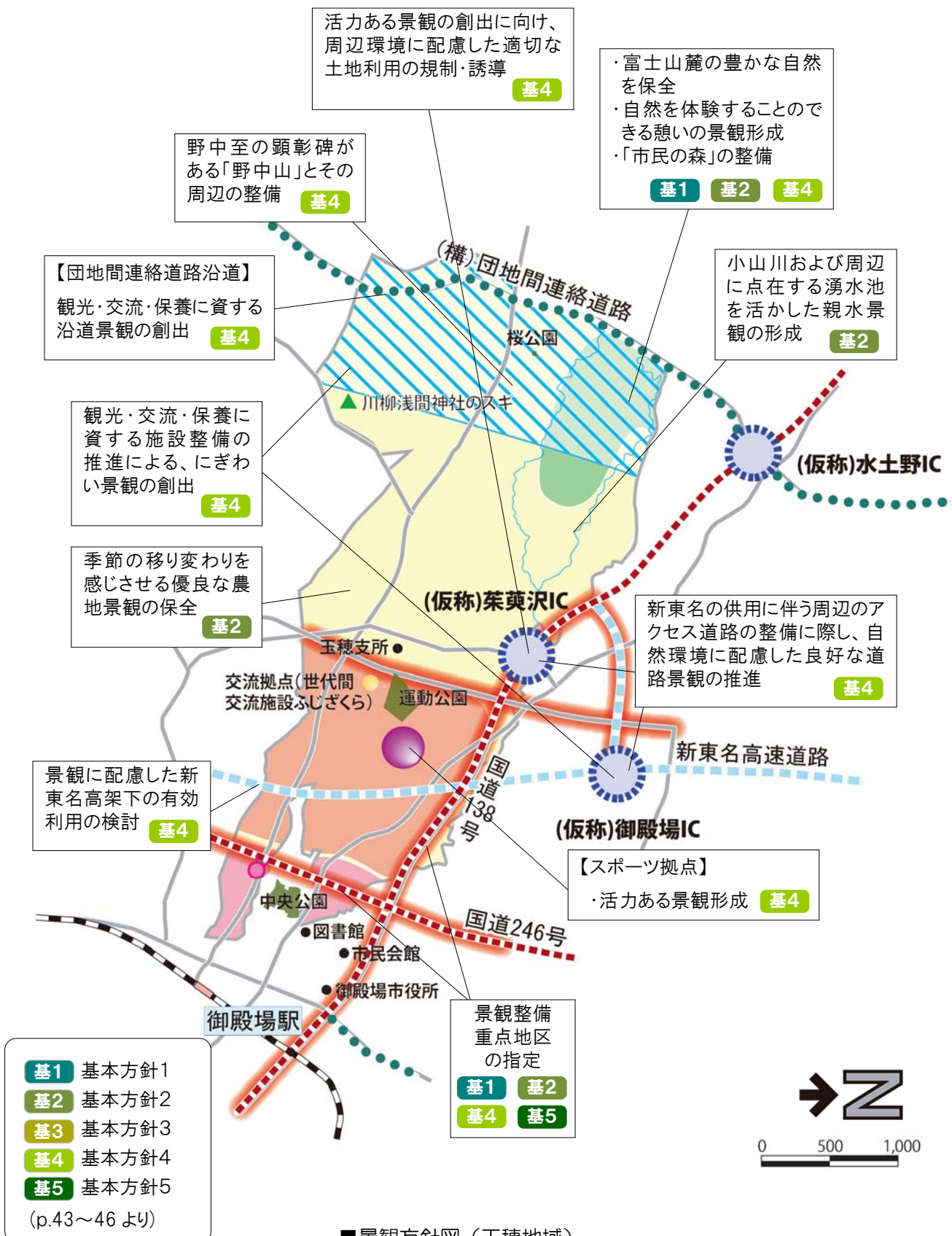


0 500 1,000

■景観方針図（原里地域）

※図はp.31 将来都市構造と景観特性図を地域別に拡大したものです。

玉穂地域



■景観方針図（玉穂地域）

※図はp.31 将来都市構造と景観特性図を地域別に拡大したものです。



印野地域



※図は p.31 将来都市構造と景観特性図を地域別に拡大したものです。



～ 観光ハブ都市～

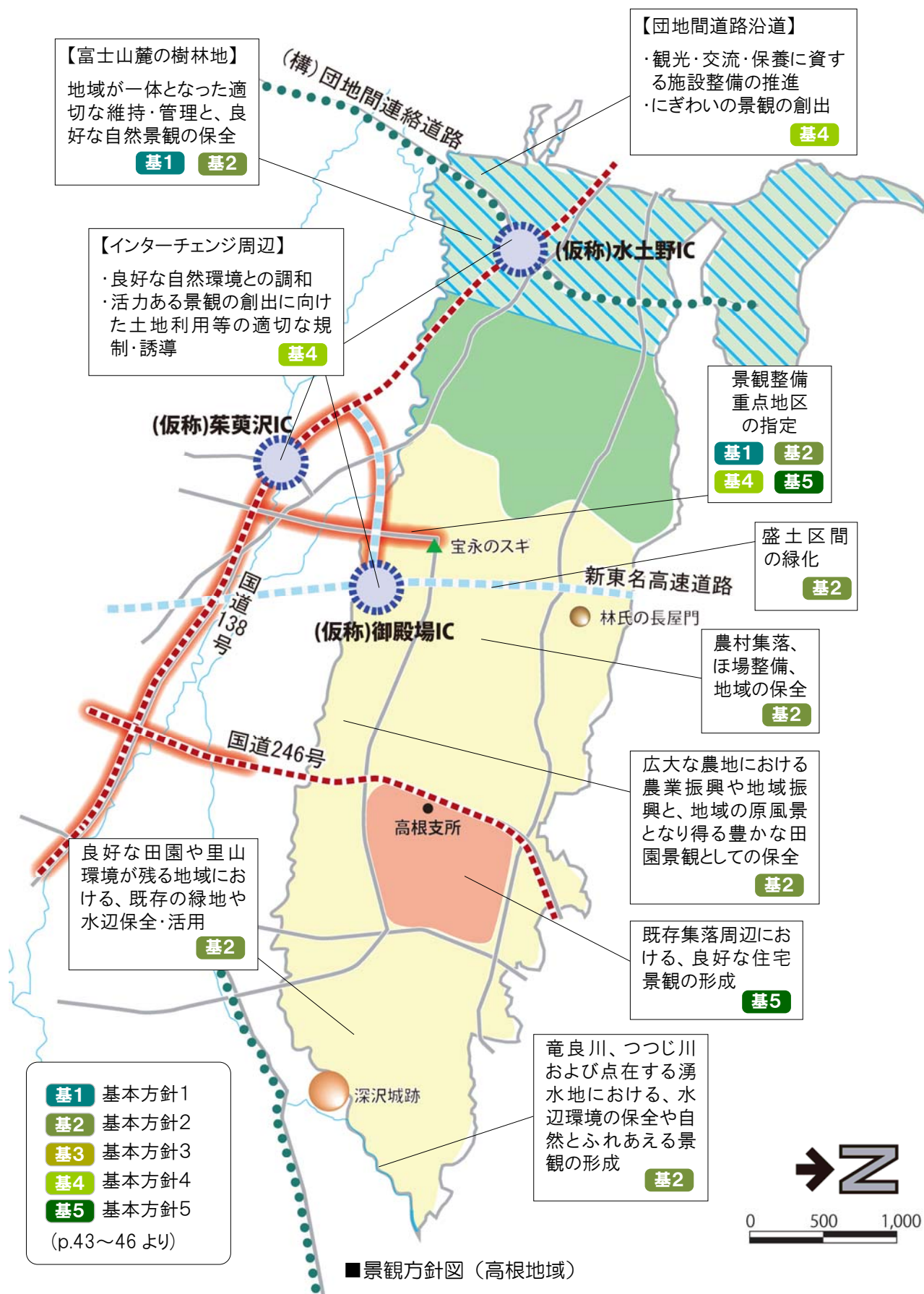
本

市は首都圏に近く、富士箱根伊豆交流圏の中心に位置し、東名・新東名・国道138号等、主要道路が交差する交通の要所にあるため、その地理的優位性・交通利便性の強みを活かしながら、本市の恵まれた観光資源を活用した魅力の創出により、本市を訪れた観光客が周辺地域へ足をのばす際の出発地、あるいは中継地、若しくは周辺地域を訪問した後の目的地として、いずれの場合にも必ず本市に立寄って観光していただける都市を目指しています。

富士山樹空の森はその拠点として位置づけられています。



高根地域





～高山気象観測の先駆者 野中至～

通

称「野中山」と呼ばれる中畑字中島の山王塚は、高山気象観測の先駆者、野中至の別荘があった場所です（p.51 を参照のこと）。この場所は、秋には紅葉が美しく、住民の憩いの場所として親しまれています。

野中至は慶応3年（1867）福岡県早良郡鳥飼村に生まれました。野中は「天気予報が当たらないのは、高層気象観測所がないからだ。天気は高い空から変わってくる。その高い空の気象がわからないで、天気予報が出せるわけがない」と、日本で一番高い富士山頂に気象観測所を設置して通年観測をすれば、的確な天気予報を出せると考えました。

そして、明治28年（1895）、私財を投じ、富士山頂に観測所が建てられました。野中の富士山頂越冬観測は、明治28年10月1日から行われ、妻の千代子とともに猛烈な風と寒さに耐えながら観測を続けました。

こうした野中夫妻の安否を気遣う有志達がその年の12月12日、観測所を訪ねてみると、二人の衰弱ぶりがあまりにもひどかったため、12月21日に改めて有志により組織された救助隊が説得に訪れ、妻ともども下山することとなりました。

約3カ月にわたる野中夫妻の富士山頂での生活は、単に高層気象観測の面だけではなく、冬山登山の面にも大きな影響を与えました。さらに、この壮挙は演劇や小説にもなっています。

下山した野中は前に述べたように滝ヶ原の山王塚に別荘を建てました。富士山頂での通年観測の夢を捨てきれず、有志をつのって「富士観象会」を結成しましたが、野中が再び富士山頂で観測業務を行うことはありませんでした。



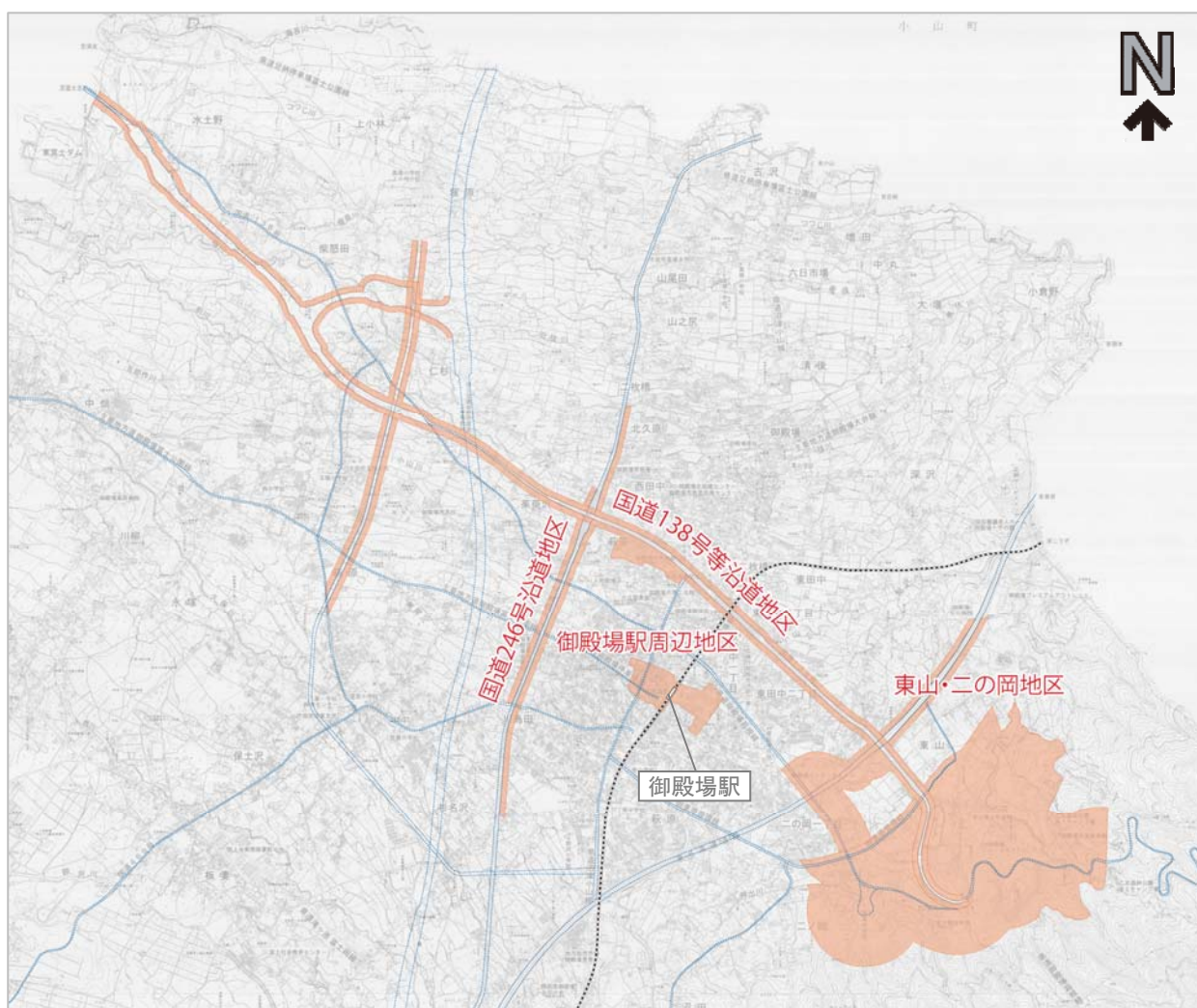
野中夫妻

2-4 景観整備重点地区の指定および方針

景観計画区域のうち、区域特性を踏まえ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある「東山・二の岡地区」、「国道138号等沿道地区」、「国道246号沿道地区」、「御殿場駅周辺地区」の4地区を景観整備重点地区として定めます。

なお、景観整備重点地区については、地域の合意形成や開発状況の進捗等、必要に応じて、適宜、見直し更新するとともに、地区を追加していきます。

(注) 景観整備重点地区の区域内において、現在の地区計画が決定されている地区および将来地区計画を決定した区域は、景観整備重点地区から除かれることになります。



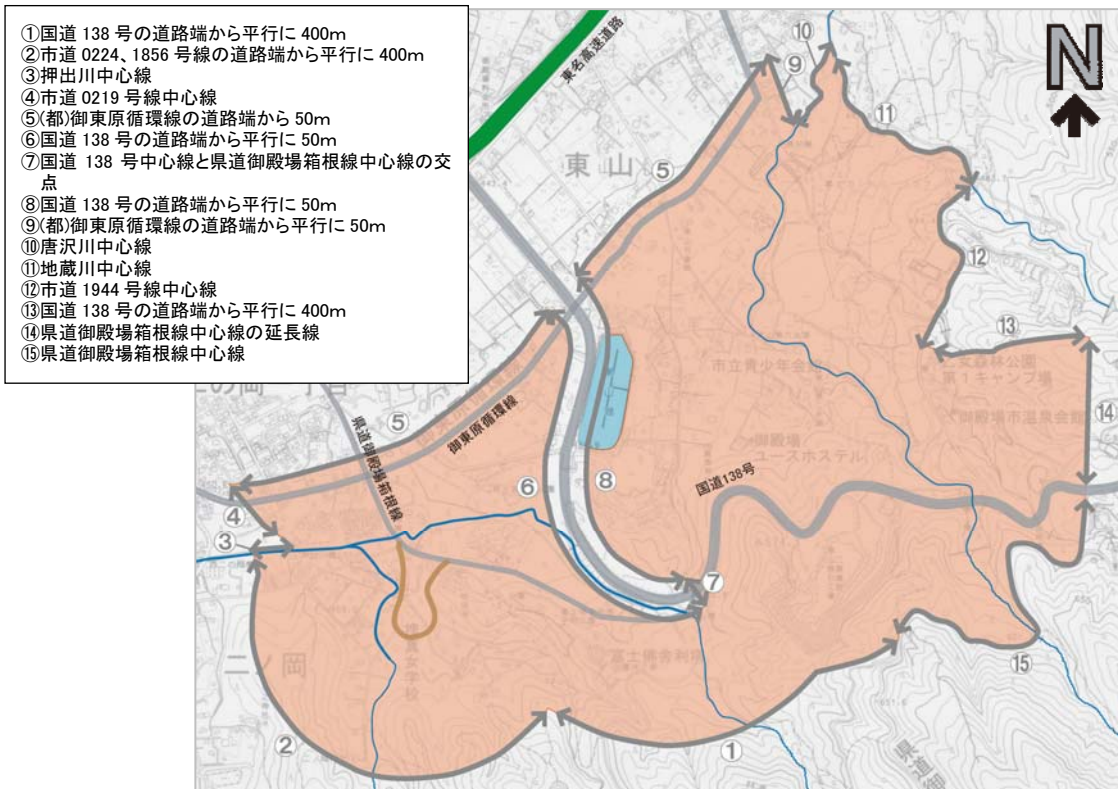
■景観整備重点地区位置



(1) 東山・二の岡地区

明治22年の東海道本線御殿場駅の開設以降に発展してきた、当該地域の別荘文化は、本市に現存する歴史的遺産の一つであり、(都)御東原循環線の桜並木を始め、秩父宮記念公園や東山旧岸邸、とらや工房、東山湖等、本市を代表する景観資源が集中する地区になっており、市の個性を内外に発信するための重要な地区です。

そのため、自然景観や歴史・文化的な趣のある良好な景観を保全するとともに、景観資源として活用を図っていくことが必要とされることから、景観整備重点地区として選定します。



■ 東山・二の岡地区の区域

【方針】

- ①歴史的価値の高い建築物等を保全し、観光資源としての整備に努めます。
- ②観光施設や旧別荘地周辺は、地域の特性を活かした個性ある景観の形成を図ります。
- ③箱根山の緑に囲まれた落ち着いたまちなみ形成を図ります。

【課題】

- ・別荘地等の歴史・文化的資源の価値を市民が再認識することが必要です。
- ・観光(景観)スポットの魅力を高めるとともに、観光ルートとして相互に結び付けることが必要です。
- ・背景となる箱根外輪山等、自然の色彩に対して明度や彩度の高い建築物や工作物が見られます。
- ・地区の調和や、箱根山からの良好な眺望を阻害する建築物や屋外広告物が見られます。

【施策】

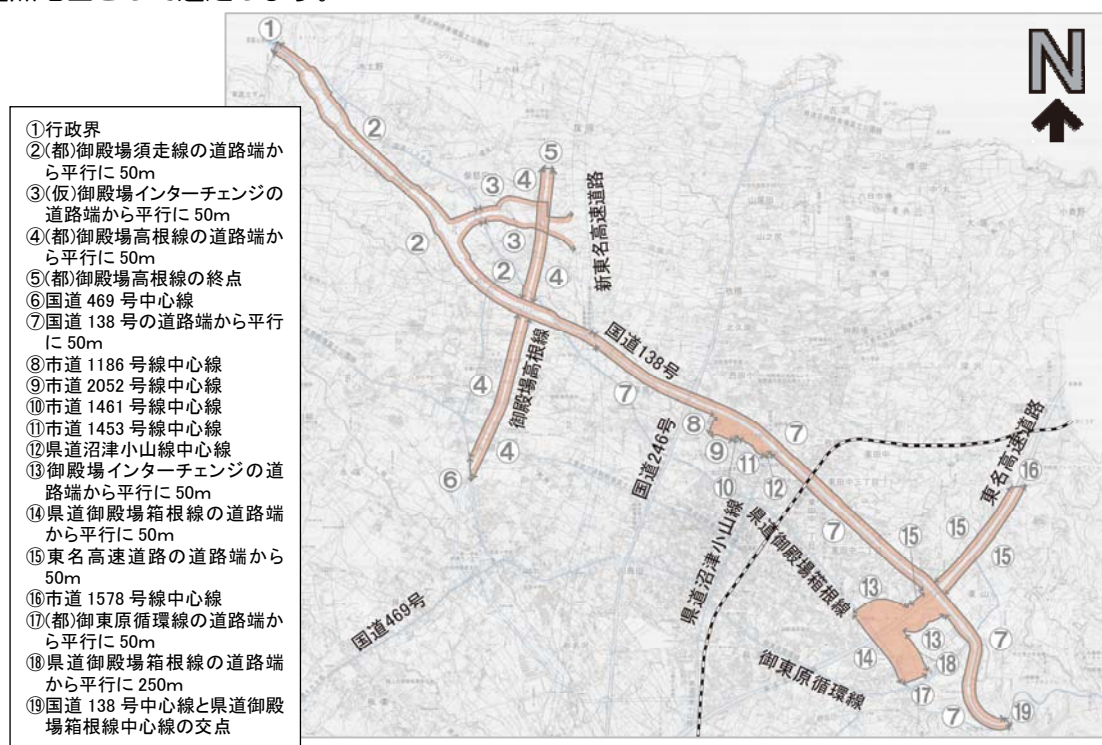
- ・歴史的価値のある別荘文化の保全を図ります。
- ・観光施設へ至る案内サインの統一を図ります。
- ・箱根山の樹林と調和した色彩・景観誘導を図ります。
- ・(都)御東原循環線は、桜の名所として街路樹の適切な維持・管理を行うとともに、沿道建築物および看板等、工作物の景観誘導を行います。
- ・道路標識や防護柵等の道路附属物や電柱は、景観に配慮した色彩の統一を図ります(濃茶色を基準)。



(2) 国道 138 号等沿道地区

国道 138 号は本市の主要な幹線道路の 1 つであり、富士山、箱根山方面への主要な観光道路としての役割を担ってこの沿道地区は本市の都市景観形成上、重要な地区の一つに位置づけられます。国道 138 号の市街化区域※¹内の沿道は、沿道サービス施設や郊外店の立地が進み、他のどの都市でも見られる沿道景観を形成しています。今後は、市街化区域外に新東名高速道路の(仮)御殿場インターチェンジが整備され、バイパス整備が予定されており、その沿道の景観の保全が必要です。

そのため、本市にふさわしい景観を保全・形成していくことが必要であることから、景観整備重点地区として選定します。



■ 国道 138 号等沿道地区の区域

【方針】

- ①沿道景観の良好な誘導を図り、個性ある景観の形成に努めます。
- ②沿道の魅力向上を図り、アメニティ※²空間の形成に努めます。
- ③移動しつつ富士山を眺める代表的景観を形成することから、車窓からの富士山への眺望を重視した景観形成を図ります。

【課題】

- ・道路上から富士山への眺望確保・保全が必要です。
- ・周辺との調和を乱す建築物や屋外広告物が見られます。
- ・街路樹や店舗敷地内の緑化による「緑」を活かしたまちなみ景観の向上が必要です。

【施策】

- ・沿道建築物および看板等の工作物の景観誘導を行います。
- ・中央分離帯のデザインの処理や、緑化による豊かな歩行空間の整備により、都市軸にふさわしい道路景観を形成します。
- ・街路樹にケヤキを植栽するとともに、沿道建築物周辺の緑化を推進します。
- ・道路標識や防護柵等の道路附属物や電柱は、景観に配慮した色彩の統一を図ります（濃茶色を基準）。

※ 1 市街化区域：すでに市街地を形成している区域および、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域（都市計画法第 7 条第 2 項）。市街化区域の中では、12 種類の用途地域が必ず定められ、その用途に応じた建築規制を受ける。

※ 2 アメニティ：都市計画がめざす居住環境の快適性。数量的に捉えにくい歴史的環境や自然景観等にも配慮した総合的な住み心地の良さ。

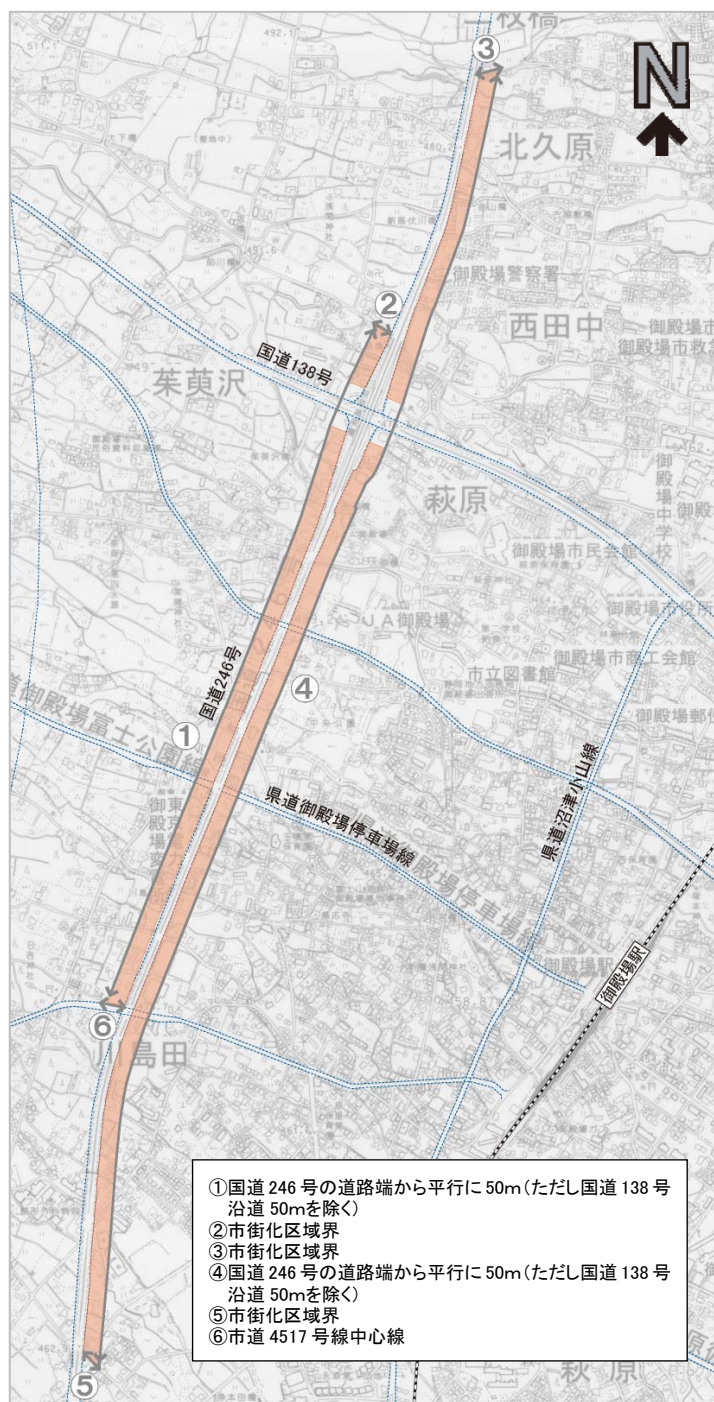


(3) 国道246号沿道地区

国道246号は本市と広域都市圏を結ぶ主要な道路であり、その沿道地区は本市の都市景観形成上、重要な地区の一つに位置づけられます。

国道246号沿道は、沿道サービス施設や郊外店の立地が活発であり、他のどの都市でも見られる沿道景観を形成しています。

そのため、本市にふさわしい道路軸景観を形成していくことが必要であることから、景観整備重点地区として選定します。



■ 国道246号沿道地区の区域

【方針】

- ①沿道景観の良好な誘導を図り、個性ある景観の形成に努めます。
- ②沿道の魅力向上を図り、アメニティ空間の形成に努めます。
- ③移動しつつ富士山を眺める代表的景観を形成することから、車窓からの富士山への眺望を重視した景観形成を図ります。

【課題】

- ・観光道路として沿道の修景が必要です。
- ・各店舗の個性がバラバラに主張しており、地区の調和を乱す建築物や屋外広告物が見られます。
- ・街路樹や店舗敷地内の緑化による「緑」を活かしたまちなみ景観の向上が必要です。

【施策】

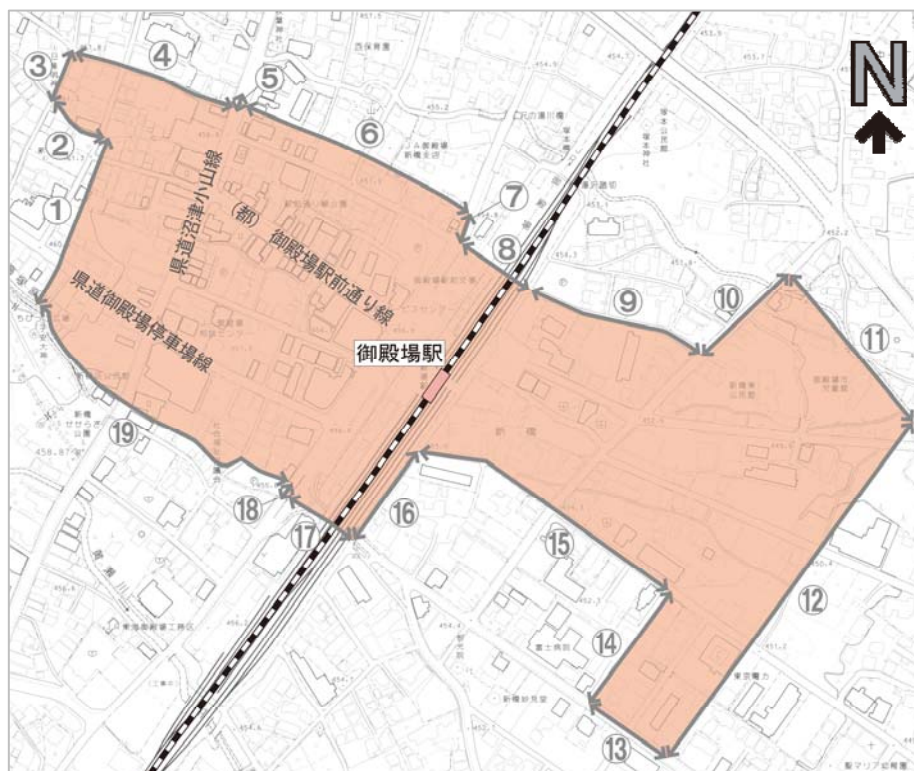
- ・中央分離帯のデザイン的処理や、緑化による豊かな歩行空間の整備により、都市軸にふさわしい道路景観を形成します。
- ・沿道建築物および看板等の工作物の景観誘導を行います。
- ・沿道の建築物周辺の緑化を推進します。



(4) 御殿場駅周辺地区

御殿場駅を中心とした、市役所を始めとする公共・公益施設や公園、商業施設等が集積する中心市街地は、本市の都市拠点として都市景観形成上最も重要な地域の一つに位置付けられます。

今後、都市拠点として市の玄関口にふさわしい景観形成を図るために、市民・事業者・来訪者・行政が景観づくりの方向性を共有し、それに基づく様々な事業を総合的に展開して行く必要があることから、まずは、御殿場駅を中心とした以下に示す範囲を、景観整備重点地区として選定します。



- ① 県道沼津小山線の道路端から平行に 100m
- ② 市道 1497 号線の中心線とその延長線
- ③ 市道 1499 号線中心線
- ④ 市道 1502 号線中心線
- ⑤ 県道沼津小山線中心線
- ⑥ 市道 1514 号線の道路端から平行に 25m
- ⑦ 市道 0216 号線中心線
- ⑧ 市道 0216 号線中心線と市道 1514 号線中心線の交点と市道 1646 号線の終点を繋ぐ線
- ⑨ 市道 1646 号線中心線
- ⑩ 市道 1649 号線中心線
- ⑪ 県道御殿場箱根線の道路端から平行に 50m
- ⑫ (都)新橋深沢線の道路端から平行に 30m
- ⑬ 市道 0218 号線中心線
- ⑭ (都)新橋深沢線の道路端から平行に 30m
- ⑮ 市道 1658 号線中心線
- ⑯ 市道 1524 号線中心線
- ⑰ 市道 1649 号線中心線
- ⑱ 市道 4242 号線中心線
- ⑲ 高塚原川中心線

■ 御殿場駅周辺地区の区域

【方針】

- ① 御殿場市の顔にふさわしい都心景観を創出し、イメージの向上を図ります。
- ② 商業機能の集積を誘導するとともに商業地としての魅力向上およびにぎわいのある景観の形成を図ります。
- ③ 都心機能の強化を図ることにより、都心空間のアメニティ向上に努めます。

【課題】

- ・ 御殿場駅前のまちの顔づくりが必要です。
- ・ 富士山への眺望を確保できるよう、眺望を阻害している電柱や建築物の高さ規制が必要です。
- ・ 周辺との調和を乱す建築物や屋外広告物が見られます。

【施策】

- ・ 建築物や屋外広告物の高さ・デザイン・色彩等の規制・誘導を図ります。
- ・ 景観阻害物件となる電線類の無電柱化を推進します。
- ・ 駅前広場の統一的デザインを形成するとともに、駅に面した建築物（壁面広告）の景観誘導を行います。



～御殿場に伝わる富士の巻狩～

御殿場には鎌倉幕府を開いた源頼朝が大規模な巻狩を行ったという歴史があります。また巻狩にちなんだ地名や遺跡が数多く残されています。

巻狩とは鹿や猪等が生息する狩場を多人数で四方を取り囲み、囲いを締めながら獲物追いつめて射止めるという大規模な狩猟です。頼朝は幕府を開いた翌年の建久4年(1193)に富士の裾野の東方(現在の御殿場市、裾野市周辺)で大規模な巻狩を行っています。この巻狩は単に狩りだけのためではなく、軍事演習の様相も強く、また征夷大將軍の力を朝廷や全国の武士に見せつける意味合いもありました。

富士岡地区の竈は巻狩を行った際に、今の神場地方に陣を敷き、多数の武士や勢子たちがこの竈の地に集合したといわれています。その地名の由来はこの地に集まった多くの人たちの食事を作るため、たくさんのカマドが作られたことに由来するといわれています。当時、人家のなかったこの地では野原に石等で作られたカマドが無数に広がり、そこから立ちのぼる煙、作業する人たちで広大な竈の地は、大変なにぎわいであったにちがいせん。

中畑区の大休場(おやすば)は頼朝が巻狩のときに、休憩をしたことからこの地名がついたといわれています。東山区の中休場(なかやすば)も同様に巻狩のときに小休止した所と考えられています。

その他にも狩渡戸(深沢)、矢場居(中清水)、沓間(東田中)等、巻狩にちなんだ地名が市内に数多くあります。

※文化財のしおり第25集『御殿場に伝わる富士の巻狩』から一部抜粋



歌川一運齊北圓「源頼朝獵富士野之図」
(卓錘山東岳院所蔵)



東山(中休場)
※勝俣文美氏敷地内にある石碑

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

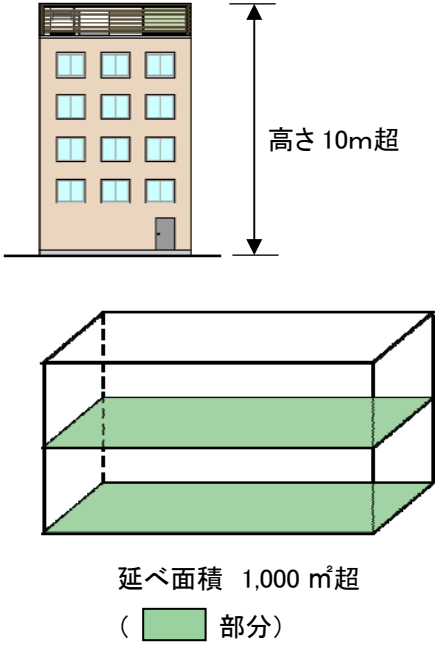
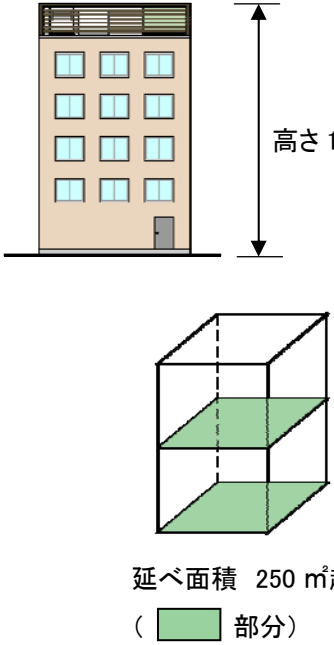
「第2章 良好な景観の形成に関する方針の設定」に基づき、建築物、工作物の建設等および開発行為について、良好な景観を形成するための制限を定めます。

（注）地区計画区域内において建築物を建てたり、開発行為を行おうとするときは、景観法に基づく届出は必要ありませんが、地区計画の届出が必要になります。

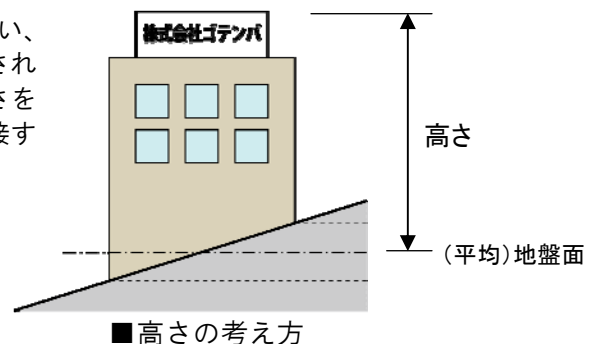
3-1 届出対象行為

次に該当する行為を行う場合は、あらかじめ市長への届出を必要とします。

【景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為】

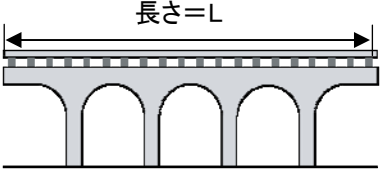
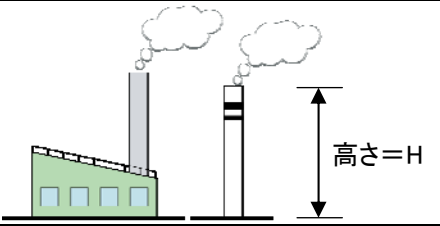
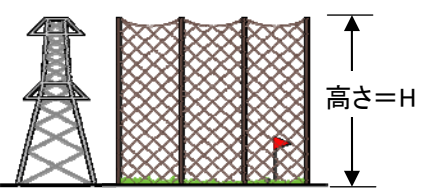
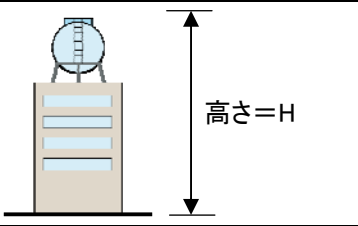
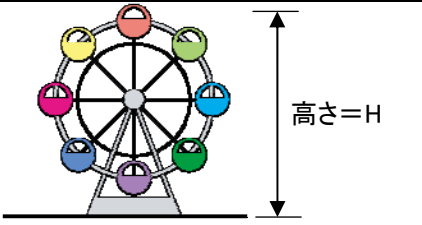
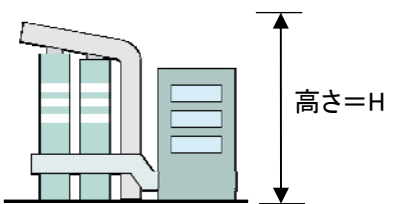
届出対象 行為	建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	
規模	市全域	景観整備重点地区
	●以下の規模に該当する建築物において、外観を変更する部分の見付面積（建築物を一方向から見たときの垂直投影面積をいう。）が当該見付面積の10分の1以上のもの ●高さ*10m超 または ●延べ面積 1,000㎡超	●高さ*10m超 または ●延べ面積 250㎡超
	 高さ 10m超 延べ面積 1,000㎡超 ( 部分)	 高さ 10m超 延べ面積 250㎡超 ( 部分)

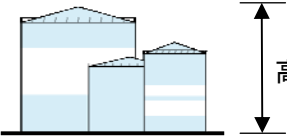
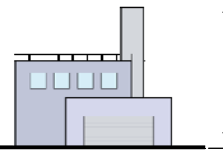
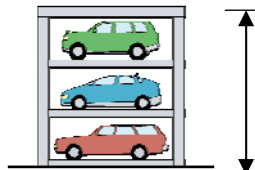
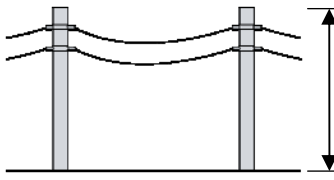
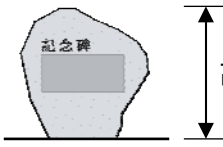
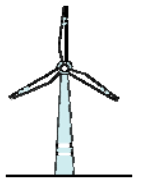
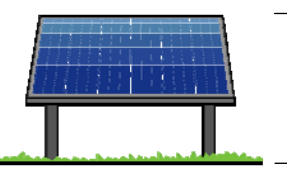
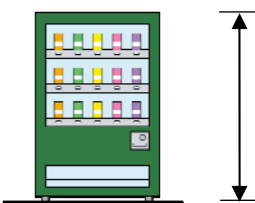
（注）建築物の「高さ」とは、地盤面からの高さをいい、建築物の屋上に工作物（屋上広告物等）が設置される場合は、地盤面から工作物の最高部までの高さをいう。なお、地盤面とは建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。





【景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為】

届出対象 行為	工作物の種類		市全域	景観整備 重点地区
	●以下の規模に該当する工作物において、外観を変更する部分の見付面積（工作物を一方向から見たときの垂直投影面積をいう。）が当該見付面積の10分の1以上のもの			
規模	①垣、柵、擁壁その他これらに類するもの		H=5m超	
	②高架道路、高架鉄道、橋りょう、歩道橋その他これらに類するもの		L=20m超	
	③煙突、排気塔その他これらに類するもの		H=15m 超	H=10m 超
	④鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）			
	⑤高架水槽、物見塔その他これらに類するもの			
	⑥観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設			
	⑦コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設			

規模	工作物の種類		市全域	景観整備重点地区
	⑧石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	 高さ=H	H=15m 超	H=10m 超
	⑨ごみ処理施設、し尿処理施設、污水处理施設その他これらに類する処理施設	 高さ=H		
	⑩自動車車庫の用途に供する立体的な施設	 高さ=H		
	⑪電気供給のための電線路の支持物、有線電気通信のための経路の支持物、空中線系の支持物その他これらに類するもの	 高さ=H		
	⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	 高さ=H		
	⑬風力発電施設	 高さ=H		
	⑭太陽光発電施設	モジュール ^{※1} の面積=S  高さ=H	S = 1,000 m ² 超 H=15m 超	S = 1,000 m ² 超 H=10m 超
	⑮屋外に設置する自動販売機 ※「東山・二の岡地区」、「御殿場駅周辺地区」のみ対象	 高さ=H	届出不要	H=1.5m超
	⑯前号に定めるもののほか、市長が指定するもの			

(注) 工作物の「高さ」とは、地盤面から最高部までの高さをいう。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいう。なお、地盤面とは工作物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。

(注) 「支持物」とは、本柱・支柱・支線柱をいう（それらの付属物は含まない。）。

※1 モジュール：太陽光発電において、太陽光を受けて発電をする部分。



【景観法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為】

届出対象 行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	
規模	市全域	景観整備重点地区
	2,000 m ² 以上の行為	

【景観法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為】

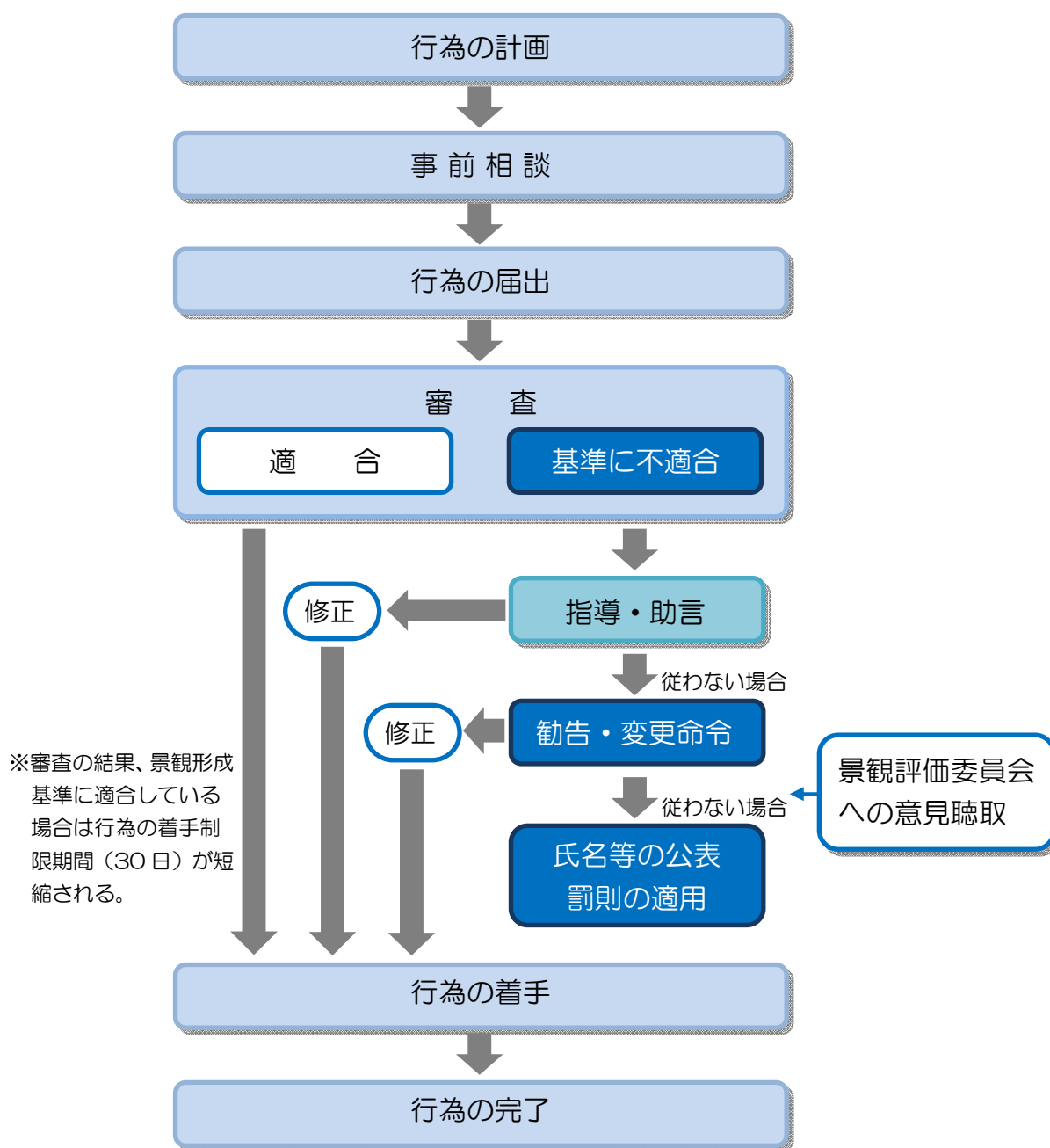
届出対象 行為	特定照明 ※夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の 工作物または物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明。	
規模	市全域	景観整備重点地区
	照明の新設・移設・改設および色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規 模の建築物および工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、 レーザーその他これらに類する物（以下、「投光器等」という）および同敷地 内に設置される投光器等。	



【行為の届出について】

市全域・景観整備重点地区に定める届出対象行為に該当する行為を行う場合は、景観法および御殿場市総合景観条例に基づき、本市への届出が必要になります。

届出体制として、景観に関して専門的な見地から検討を行う、学識経験者等から構成される景観評価委員会を設置します。手続きに関する流れは以下の図の通りです。



■行為の届出フロー



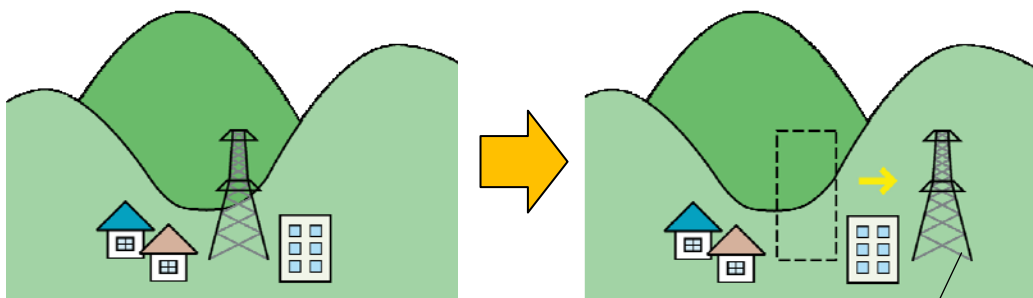
3-2 景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、景観形成基準を次の通り定めます。

【建築物・工作物の建築等】

項目	景観形成基準	
配置	市全域	□敷地周辺から富士山や箱根山系への眺望を損なわないよう、建築物等は道路からできる限り後退し、道路側に空地を確保するよう努める。 □まとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置および外観とする。
	東山・二の岡地区	□歴史的なまちなみを保全し、ゆとりある景観形成を図るため、建築物等の外壁またはこれに代わる柱の面を道路境界線から 1.5m以上 離すものとする。
	国道138号等沿道地区	□開放感のある沿道景観の形成を図るため、建築物等の外壁またはこれに代わる柱の面を道路境界線から 1.5m以上 離すものとする。
	国道246号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	□前面道路からできるだけ後退し、歩行者空間の視覚的なゆとりを確保する。 □原則として、壁面後退部分への構造物の設置は避ける。ただし、植栽プランターやベンチ、当該店舗の利用者のための駐輪場整備等、景観向上や商店街の利便性に寄与するものとして市が認めるものはこの限りではない。
道路境界線 道路境界線 ゆとりある景観形成を図るため、建築物を道路境界線から後退させる。 富士山の眺望を阻害しないように建築物の配置に配慮する。		



項目	景観形成基準	
高さ	市全域	☐ 山稜の近傍にあっては、稜線（スカイライン）を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置および規模とする。 ☐ 周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめる。
	東山・二の岡地区	☐ 自然環境に調和した圧迫感の少ないまちなみを形成するとともに、富士山の眺望を確保するため、周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。 ☐ 別図（p.85 を参照のこと。）に示す区域においては、高さ制限を設ける。 【A地区】最高高さ 15m以下
	国道 138 号等沿道地区	☐ 富士山や箱根外輪山が眺望できる場所では、市街地の背景となる山並みの稜線を遮らない高さとする。
	国道 246 号沿道地区	☐ 周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。
	御殿場駅周辺地区	☐ 富士山や箱根外輪山が眺望できる場所では、市街地の背景となる山並みの稜線を遮らない高さとする。 ☐ 周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。 ☐ 別図（p.86 を参照のこと。）に示す区域においては、高さ制限を設ける。 【A地区】最高高さ 18m以下 【B地区】最高高さ 15m以下 【C地区】最高高さ 12m以下
 稜線を乱さないよう、尾根から低い配置とする。		

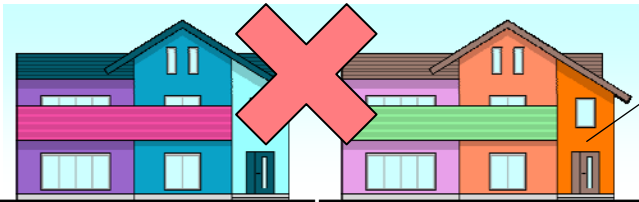


項目	景観形成基準	
形態・意匠	市全域	□周辺や背景の自然景観やまちなみ景観と調和する形態、意匠とする。 □規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。 □屋根は勾配を有する形態に努める。
	東山・二の岡地区	□保養別荘地のおもかげを偲ばせる風格と趣のある建築物とその外構等の保全に努めるとともに、隣接する敷地は、建築物とその外構等に調和するよう景観形成に努める。 □勾配屋根にする等、屋根の形状を工夫することにより背景の山並みとの調和を図る。 □屋根、外壁ともに光沢反射材を用いないよう努める。また、自然素材を用いるよう努める。 □太陽光パネル等を設置する場合は、屋根の形状・色彩等との一体感を持たせるよう努める。
	国道138号等沿道地区	□店舗や業務・流通施設の性格に合わせ、ワンポイントのデザイン等、さりげなく個性を生かしたデザインを取り入れ、優れた沿道景観とする。 □建物デザイン、その他の演出要素をできるだけシンプルで一体感のあるデザインとしてまとめ、品の良い賑やかさを演出する。 □勾配屋根にする等、屋根の形状を工夫することにより背景の山並みとの調和を図る。
	国道246号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	□にぎわいや楽しさが感じられるまちなみの連続性の創出に配慮し、低層部は前面道路から入りやすく、開口部、ショーウィンドウを広くとる等、開放感やゆとりのある形態意匠とする。 □勾配屋根にする等、屋根の形状を工夫することにより背景の山並みとの調和を図る。
	  自然素材（木・ガラス）を使用した外観 背景の山並みと調和した勾配屋根	



項目	景観形成基準																																
色彩	市全域	□建築物および工作物の外観の基調色は、落ち着きのある色彩または素材色とし、彩度の高い色は避ける。ただし、周囲と調和する場合は明るい色彩を使用してもよい。 □アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫する。																															
	東山・二の岡地区	□日本工業規格 Z8721〔色の表示方法—三属性による表示〕（以下、マンセル値と呼ぶ。）において、以下の通りとする。 □街路灯や電柱、防護柵等の道路付属施設の基調色は、10YR2／1を基本とする。 □建築物および工作物の外観の各面の見付面積の 10 分の 9（90％）以上は基調色として、下表に示すマンセル値の通りとする。 ●屋根<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><td rowspan="3">（具体的な色のイメージp.75を参照のこと）</td></tr><tr><td>OR～5BG</td><td rowspan="2">5以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>2以下</td></tr></table> ●その他<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>OR～1OR</td><td>2以下</td></tr><tr><td>OYR～5Y</td><td>4以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>2以下</td></tr></table> □ただし、仕上げに木、石、レンガ等の自然素材を用いた場合は、色彩基準を適用除外とする。 □なお、道路に面する部分に緑化を施す割合（壁面緑視率）に応じて、道路に面する部分の基調色となる面積の割合を緩和することができる。（壁面緑視率の考え方についてはp.77を参照のこと）<table><tr><th>壁面緑視率</th><th>基調色となる範囲</th></tr><tr><td>0～20.0%未満</td><td>90%以上</td></tr><tr><td>20.0以上50.0%未満</td><td>70%以上</td></tr><tr><td>50.0%以上</td><td>50%以上</td></tr></table> □上記の場合の基調色は、下表に示すマンセル値の通りとする。（屋根・外壁ともに）<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>OR～5Y</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>4以下</td></tr></table>		色相	明度	彩度	（具体的な色のイメージp.75を参照のこと）	OR～5BG	5以下	4以下	上記以外の色相	2以下	色相	彩度	OR～1OR	2以下	OYR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	壁面緑視率	基調色となる範囲	0～20.0%未満	90%以上	20.0以上50.0%未満	70%以上	50.0%以上	50%以上	色相	彩度	OR～5Y	6以下	上記以外の色相
色相	明度	彩度	（具体的な色のイメージp.75を参照のこと）																														
OR～5BG	5以下	4以下																															
上記以外の色相		2以下																															
色相	彩度																																
OR～1OR	2以下																																
OYR～5Y	4以下																																
上記以外の色相	2以下																																
壁面緑視率	基調色となる範囲																																
0～20.0%未満	90%以上																																
20.0以上50.0%未満	70%以上																																
50.0%以上	50%以上																																
色相	彩度																																
OR～5Y	6以下																																
上記以外の色相	4以下																																



色彩	国道 138 号等沿道地区	□街路灯や電柱、防護柵等の道路付属施設の基調色は、10YR2／1 を基本とする。(国道 138 号等沿道地区のみ) □建築物および工作物の外観の各面の見付面積の5分の4（80％）以上は基調色として、下表に示すマンセル値の通りとする。ただし、仕上げに木、石、レンガ等の自然素材を用いた場合は、色彩基準を適用除外とする。 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><td rowspan="3">（具体的な色のイメージは p.76 を参照のこと）</td></tr><tr><td>OR～5Y</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>4以下</td></tr></table>	色相	彩度	（具体的な色のイメージは p.76 を参照のこと）	OR～5Y	6以下	上記以外の色相	4以下	
	色相	彩度	（具体的な色のイメージは p.76 を参照のこと）							
OR～5Y	6以下									
上記以外の色相	4以下									
	国道 246 号沿道地区	□なお、国道 246 号または国道 138 号に面する部分では、緑化を施す割合（壁面緑視率）に応じて、当該道路に面する部分の基調色となる面積の割合を緩和することができる。 <table><tr><th>壁面緑視率</th><th>基調色となる範囲</th></tr><tr><td>0～20.0%未満</td><td>80%以上</td></tr><tr><td>20.0 以上 50.0%未満</td><td>70%以上</td></tr><tr><td>50.0%以上</td><td>50%以上</td></tr></table>	壁面緑視率	基調色となる範囲	0～20.0%未満	80%以上	20.0 以上 50.0%未満	70%以上	50.0%以上	50%以上
壁面緑視率	基調色となる範囲									
0～20.0%未満	80%以上									
20.0 以上 50.0%未満	70%以上									
50.0%以上	50%以上									
	御殿場駅周辺地区	□外観の各面の見付面積の5分の4（80％）以上は基調色として、下表に示すマンセル値の通りとする。ただし、仕上げに木、石、レンガ等の自然素材を用いた場合は、色彩基準を適用除外とする。 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><td rowspan="3">（具体的な色のイメージは p.76 を参照のこと）</td></tr><tr><td>OR～5Y</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>4以下</td></tr></table>	色相	彩度	（具体的な色のイメージは p.76 を参照のこと）	OR～5Y	6以下	上記以外の色相	4以下	
色相	彩度	（具体的な色のイメージは p.76 を参照のこと）								
OR～5Y	6以下									
上記以外の色相	4以下									
 色彩はあまり多くせず、落ち着いた色合いとする。 派手な色彩を使用する場合は、建築物等の周囲に樹木を植え、緑豊かなまちなみの形成に努める。  道路に面する部分を緑化										

(配色のポイント)

●基調色とアクセントカラーの定義

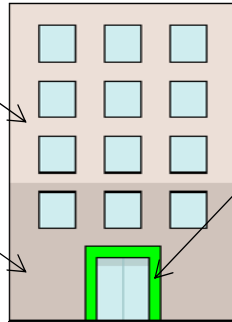
屋根や壁面に用いる色彩は、外観の各面の見付面積に対する割合によって基準が適用されます。色彩基準の対象となる「基調色」、「アクセントカラー」は、以下のように定義します。

基調色(メインカラー)

建築物等の大部分を占め影響力が高いため、公共性を最も意識する必要がある色。

基調色(サブカラー)

大きな面積にメインカラーのみを配色する場合の単調さを軽減する色。

**アクセントカラー**

建築物等の外観に表情をつける役割として用いる色。
(マンセル値の基準がない部分)

●色のバランスへの配慮

色み(色相)や明るさ・鮮やかさが似ている色でそろえることで、統一感のあるまちなみを演出することができます。

**【近い色でそろえた配色】**

色みや明るさ・鮮やかさが似ている色でそろえた配色です。

最も統一感を得やすく、落ち着いた景観にまとめることができます。

**【色みをそろえた配色】**

色みに共通性を持たせながら、明るさ・鮮やかさに変化をつける配色です。

**【明るさ、鮮やかさをそろえた配色】**

色調をそろえながら、色みに変化をつける配色です。トーンが類似するもので統一することで全体として落ち着きを持たせながら、色みの違いにより変化のある景観にまとめることができます。

●道路附属施設の色彩

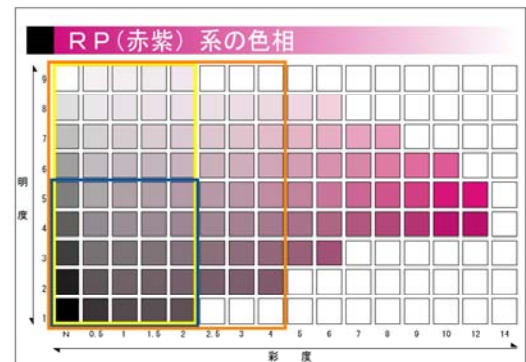
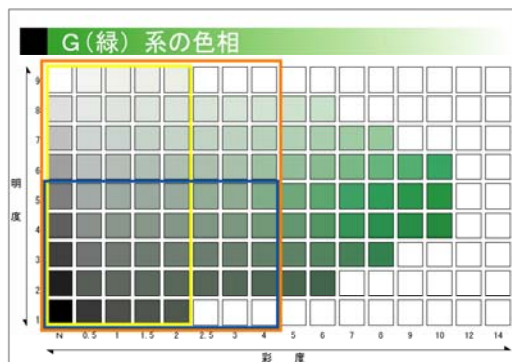
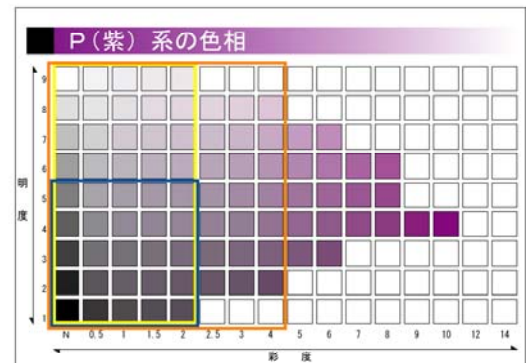
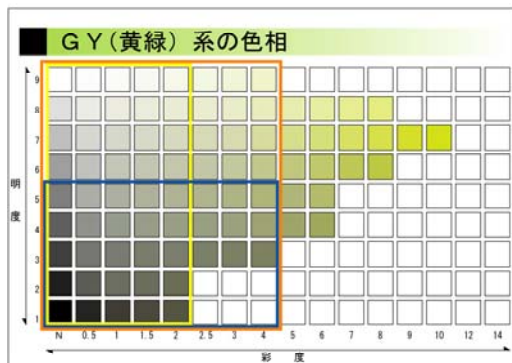
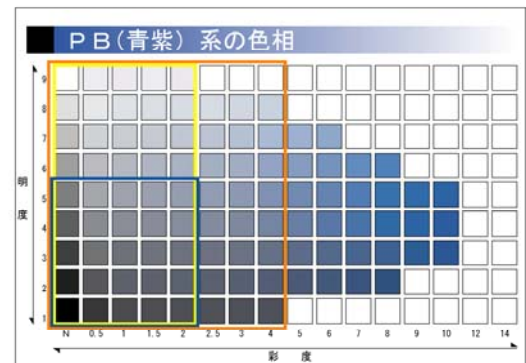
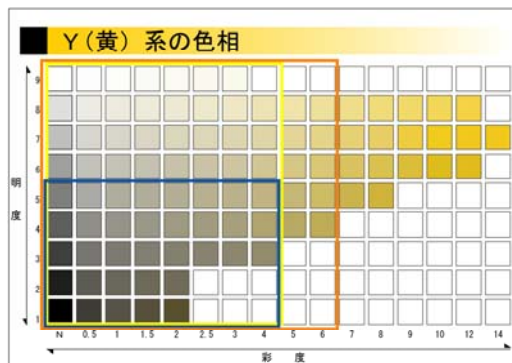
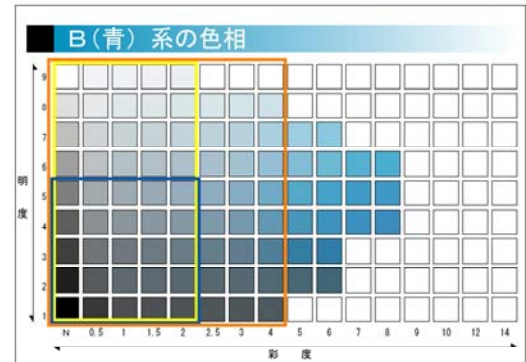
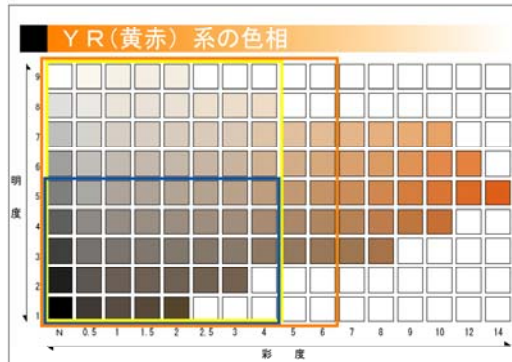
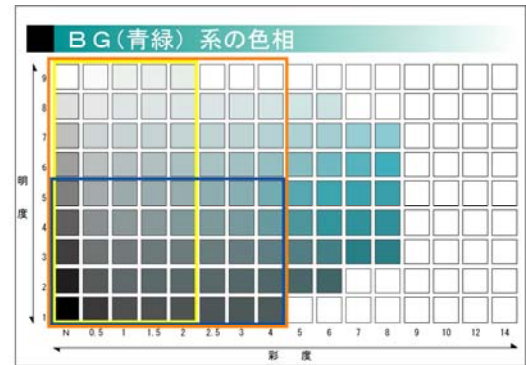
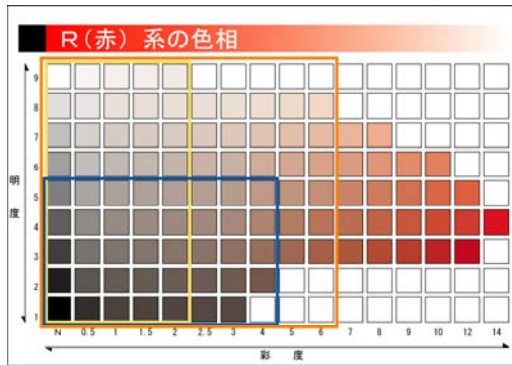
東山・二の岡地区、国道138号等沿道地区においては、街路灯や電柱、防護柵等の道路附属施設の基調色を10YR2/1を基本とします。



10YR2/1
(イメージ)



街路灯例

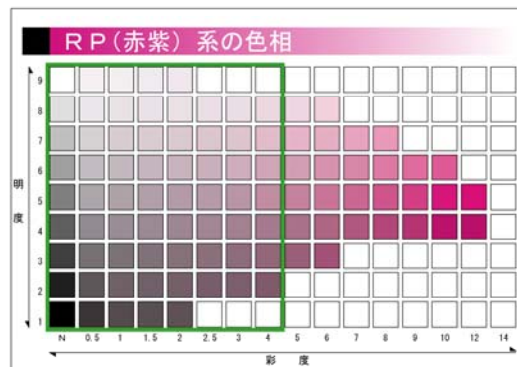
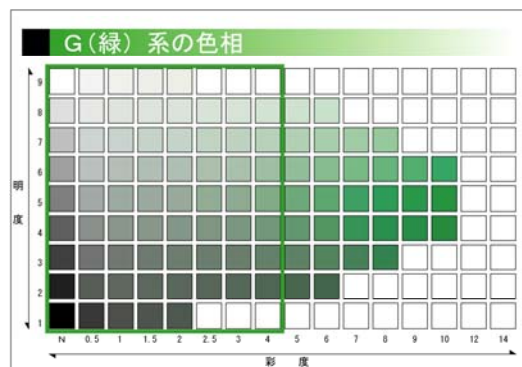
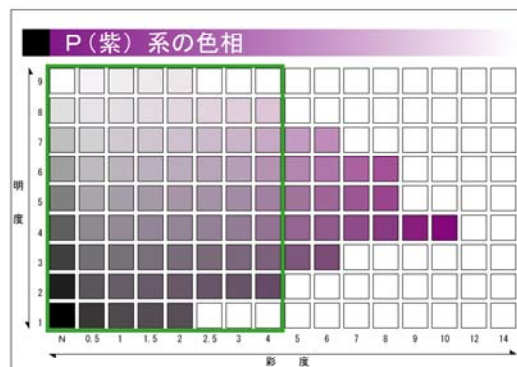
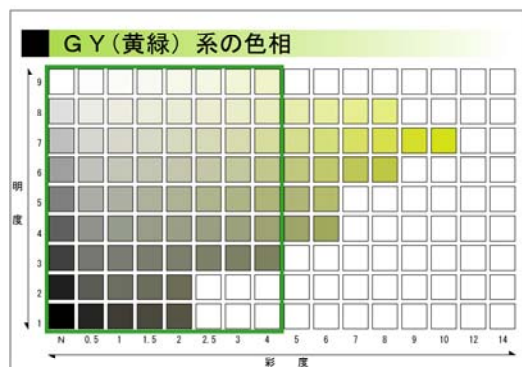
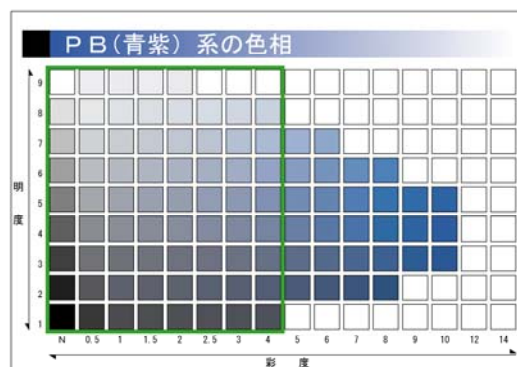
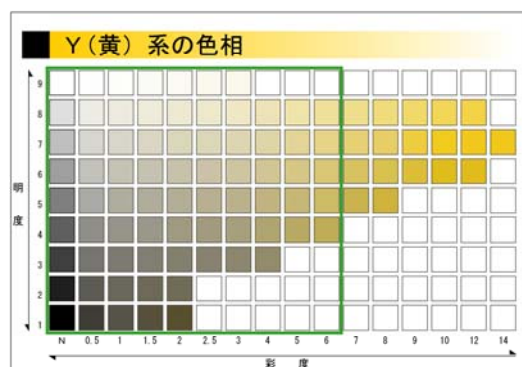
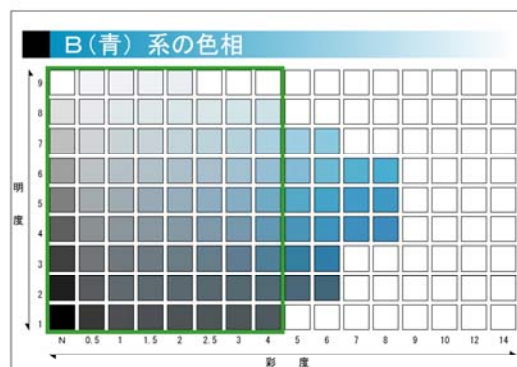
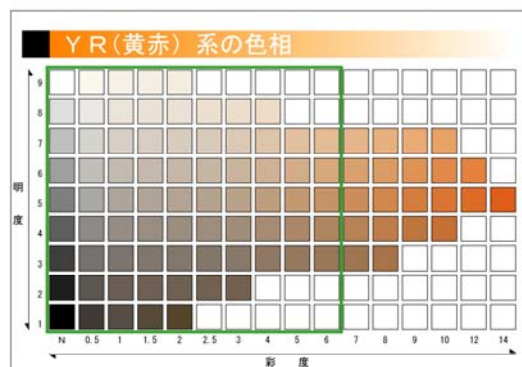
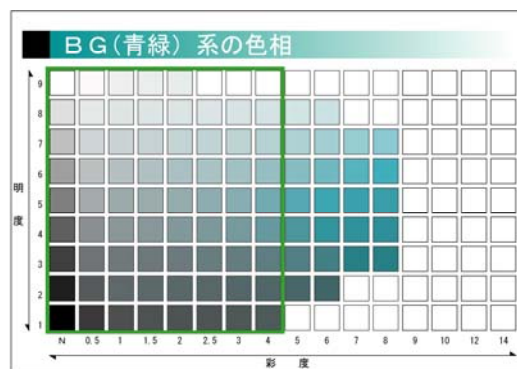
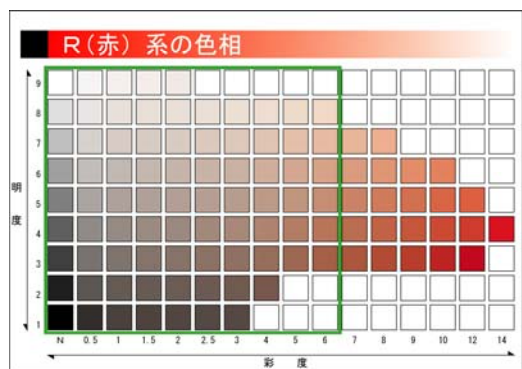


【東山・二の岡地区】

屋根

その他、建築物・工作物の外観

緑化を施す場合



【国道138号等沿道地区／国道246号沿道地区／御殿場駅周辺地区】



建築物・工作物の外観

（緑化による色彩基準の緩和について）

本計画では、色彩の景観形成基準において、基調色として使用できる色相・明度・彩度を制限しています。

ただし、建築物等の沿道に面する壁面の前面に植栽する割合に応じて色彩基準を緩和し、観光道路にふさわしいにぎやかさの演出と建物まわりの緑化による修景を推進します。

●壁面緑視率の算出の仕方

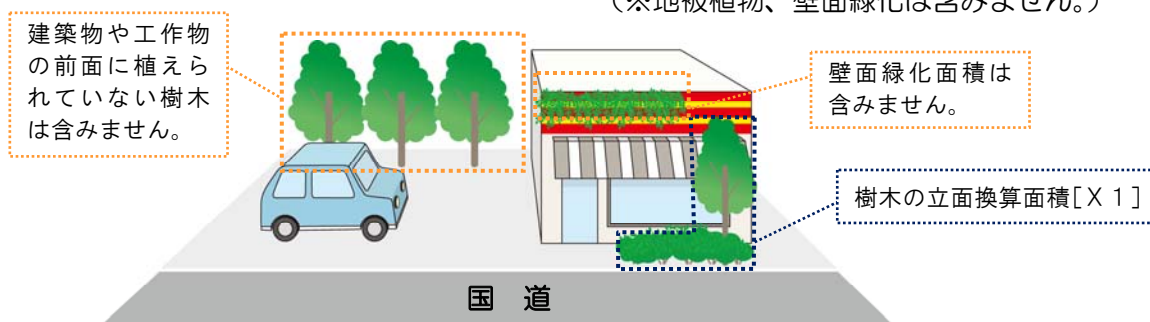
壁面緑視率とは、幹線道路から見える建築物の各面にある緑の割合を表しており、以下の方法で算出します。

$$\text{壁面緑視率（％）} = \frac{\text{樹木の立面換算面積【X1】}}{\text{建築物見付面積【X2】}} \times 100$$

（建築物の正面投影面積）

高木の立面換算面積【X1】：⇒換算値※を使用し、バランス良く配置します。既存の場合は実測値を用いることができます。

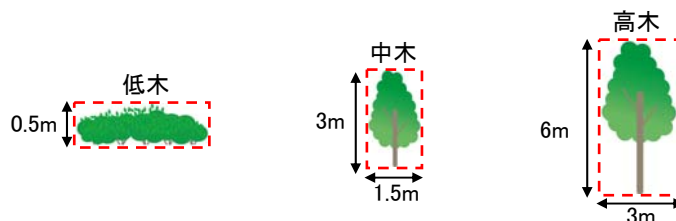
（※地被植物、壁面緑化は含みません。）



※樹木の換算値について

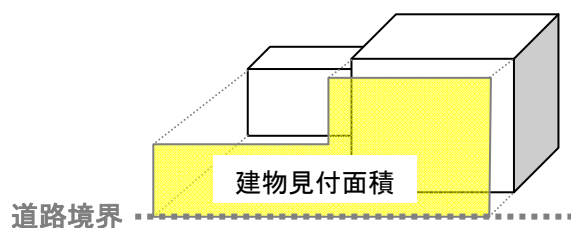
樹木の立面換算面積には、高木、中木、低木ごとに換算値を用いて計算します。高木、中木、低木の分類は、植栽時の高さ（既存の場合、実測値を用いてもよい）によって以下のように定義します。

樹木の種類	定義	立面換算値
低木	植栽時の高さが0.5m未満	0.5 m ² /m
中木	植栽時の高さが0.5m以上3m未満	4.5 m ² /本
高木	植栽時の高さが3m以上	18.0 m ² /本





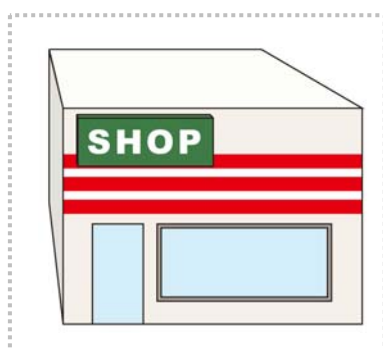
建築物見付面積 [X2] (例)



建物見付面積は、道路沿道から見える建築物の幅×建築物の高さ（屋上広告物を含まない、地盤面から最高部までの高さ）で表します。

建築物の高さが10m以上の場合は一律10mとして計算します。

以上の計算により、壁面緑視率が景観形成基準に定める数値を満たす場合は、外壁のアクセントカラーを使用する面積を増やすことができます。

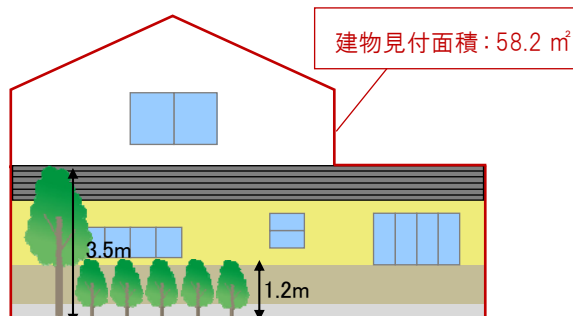


アクセントカラーを使用できる面積が広がります。

(壁面緑視率の算出例)

【例】

高さ 3.5mの高木と
高さ 1.2mの中木を植える場合。



X1: 樹木の立面換算面積

高木: $6\text{m} \times 3\text{m} = 18\text{ m}^2/1\text{本}$

中木: $3\text{m} \times 1.5\text{m} = 4.5\text{ m}^2/1\text{本}$

$4.5\text{ m}^2 \times 5\text{本} = 22.5\text{ m}^2$

(高木、中木の合計) = $18\text{ m}^2 + 22.5\text{ m}^2 = 40.5\text{ m}^2$

X2: 建物見付面積: 58.2 m^2

$$\text{壁面緑視率} = \frac{40.5\text{ m}^2[\text{X1}]}{58.2\text{ m}^2[\text{X2}]} \times 100$$

=69.5% ⇒ 建物見付面積の50%までアクセントカラーを使用することができる。



項目	景観形成基準					
敷地の緑化	市全域	□敷地内では、できる限り多くの部分を緑化する。 □周辺の建築物等と比べて相当大規模な建築物等にあつては、建築物等のまわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。				
	東山・二の岡地区	□幹線道路から見える範囲に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設け、敷地面積に対する以下の割合において緑化に努める。 <table><tr><td>市街化区域内</td><td>10%以上</td></tr><tr><td>市街化調整区域※¹内</td><td>15%以上</td></tr></table> □サクラやツバキ等の地域性を形成している樹木を保全するように努める。	市街化区域内	10%以上	市街化調整区域※ ¹ 内	15%以上
	市街化区域内	10%以上				
	市街化調整区域※ ¹ 内	15%以上				
	国道 138 号等沿道地区	□国道 138 号または国道 246 号から見える範囲に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設け、敷地面積に対する以下の割合において緑化に努める。 <table><tr><td>市街化区域内</td><td>10%以上</td></tr><tr><td>市街化調整区域内</td><td>15%以上</td></tr></table>	市街化区域内	10%以上	市街化調整区域内	15%以上
市街化区域内	10%以上					
市街化調整区域内	15%以上					
国道 246 号沿道地区						
御殿場駅周辺地区	□敷地の入口および角となる場所には、花壇やプランターボックスの植栽等による演出を行う。					
 マースガーデンウッド御殿場  富士山樹空の森						

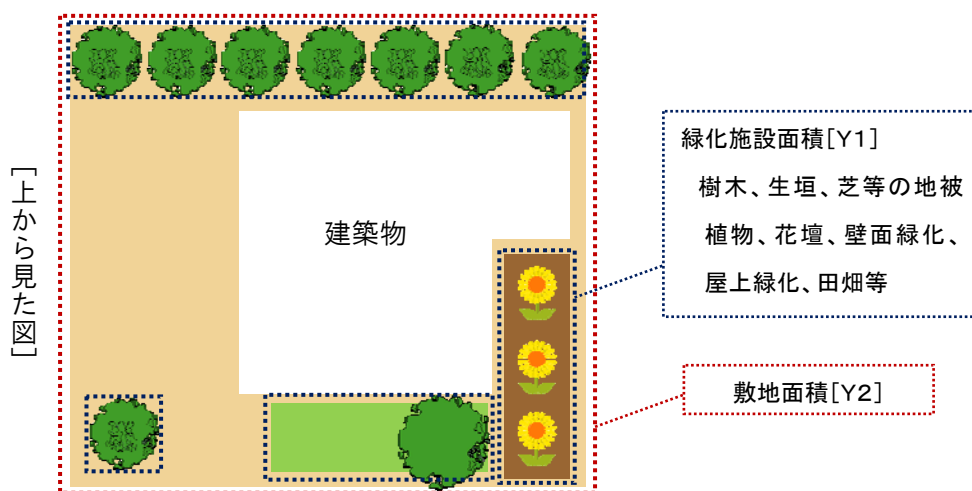
※1 市街化調整区域：市街化区域とは反対に市街化を抑制し、自然環境を保全する区域（都市計画法第7条第3項）。市街化調整区域では、一部を除き建物の建築や開発行為は禁止されています。



（敷地の緑化について）

本計画では、緑化を推進する地区において緑化に関する数値的な基準（緑化率）を設けています。緑化率とは、敷地面積に対する緑化施設面積の割合（上から見たみどり）の割合を表しており、以下の方法で算出します。

$$\text{緑化率（％）} = \frac{\text{緑化施設面積【Y1】}}{\text{敷地面積【Y2】}} \times 100$$



【Y1】：緑化施設面積 ⇒ 樹木等の緑化により得られる「みどり」の面積で、樹木の高さ等により、以下の通りとします。

樹木の種類			定義	緑化施設面積
1	樹木	低木	植栽時の高さが0.5m未満	0.25 ㎡/本
		中木	植栽時の高さが0.5m以上3m未満	2.25 ㎡/本
		高木	植栽時の高さが3m以上	9.00 ㎡/本
2	地被植物・花壇等		植物が生育するための土壌でおおわれている部分	水平投影面積
3	屋上緑化			上記1、2の面積による



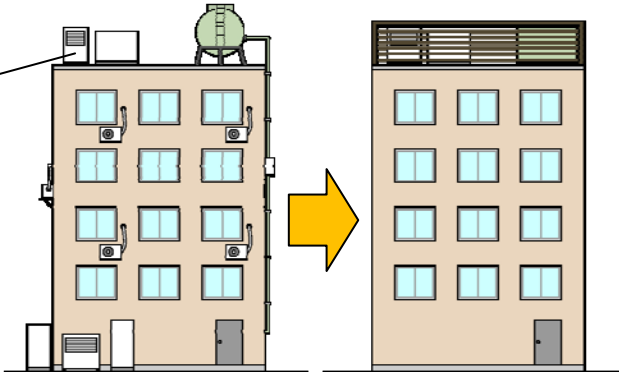
項目	景観形成基準	
外構 (垣・柵等)	市全域	□塀や垣等を設ける場合は、できる限り生け垣または、自然素材を用いた垣柵とする。 □これによらない場合は、周辺の景観および建築物等に調和したものとし、できる限り柵・塀の前面の緑化に努める。
	東山・二の岡地区	□生け垣や自然素材を用いた地区の特徴的な垣、柵、門・扉等および擁壁の設置により、地区の歴史性を感じさせるまちなみ景観を保全する。 □擁壁等の工作物の表面素材は、自然石材等の素材を使用し、緑化に努める。
	国道138号等沿道地区	□外構部に塀を設けないようにし、垣や柵を設けるときは生け垣等を設置する等、緑化に努める。
	国道246号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	
 緑豊かな生け垣		 自然素材を使用した塀

項目	景観形成基準	
夜間照明	市全域	□夜間の屋外照明は、過剰な電飾等の光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じた適切な照明方法等を工夫する。
	東山・二の岡地区	□夜間照明等は周辺に光害※ ¹ を生じないように努めるとともに、魅力ある沿道の夜間景観の演出に努める。
	国道138号等沿道地区	□ショーウィンドウの設置や適切な夜間照明により、魅力ある通りの夜間景観の演出に努める。
	国道246号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	
光が周囲に散乱しないようにし、落ち着いた夜間景観の演出を工夫します。 ショーウィンドウのライトアップや効果的な照明により、にぎわいが感じられる空間を創出します。		

※1 光害：良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況またはそれによる悪影響。



項目	景観形成基準	
駐車場等	市全域	□駐車場や駐輪場は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。
	東山・二の岡地区	□駐車場や駐輪場は、緑による遮へい※ ¹ 等により、歩道空間等から目立たなくするよう工夫に努める。
	国道138号等沿道地区	□駐車場等は、まちなみの連続性を分断しないように、通りから目立たないように配置を工夫する。
	国道246号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	□駐車場や駐輪場は、緑による遮へい等により、歩道空間等から目立たなくするよう工夫に努める。
駐車場と歩道の間に花壇等を設け、通りから目立たないように工夫します。   緑により駐車場と歩道空間を遮へい		

項目	景観形成基準	
建築設備	市全域	□建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバー※ ² の設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。
	東山・二の岡地区	
	国道 138 号等沿道地区	
	国道 246 号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	
屋上等にできる限りまとめて設置し、目隠しで覆うことで目立たないように配慮します。 		

※1 遮へい：覆いをかけたりして、人目や光線等からさえぎること。

※2 ルーバー：短冊形の薄板を平行に並べたものをいい、薄板の角度を変えることにより太陽光や雨、風、視線等をさえぎることができるもの。

項目	景観形成基準		
屋外に設置する自動販売機	東山・二の岡地区	□屋外に設置する自動販売機の外装部分の見付面積の5分の4（80％）以上は、基調色として、下表に示すマンセル値の通りとする。	
	御殿場駅周辺地区	使用する色相	明度
		7.5GY～5BG	2以上～5以下
		彩度	3以上～6以下
		□商標・ロゴマーク等は購入する人がわかり易く識別できる必要最小限の表示とする。	
		□広告物は必要最小限の貼付とする。	
屋外に設置する自動販売機の色は緑を基調とします。			
			
御殿場プレミアムアウトレット内		御殿場駅前	

【屋外に設置する自動販売機として用いることができる色彩の代表例】

7.5GY4.0/3.0	10GY4.0/3.0	2.5G5.0/3.0	5.0GY5.0/3.0	7.5G4.0/3.0	10G5.0/4.0	2.5BG4.0/3.0	5BG5.0/3.0
7.5GY4.0/5.0	10GY5.0/4.0	2.5G5.0/6.0	5.0G5.0/4.0	7.5G5.0/6.0	10G5.0/6.0	2.5BG5.0/6.0	5BG5.0/4.0
7.5GY5.0/6.0	10GY5.0/6.0	2.5G4.0/4.0	5.0G5.0/6.0	7.5G4.0/5.0	10G3.0/6.0	2.5BG4.0/6.0	5BG2.0/6.0
7.5GY3.0/4.0	10GY4.0/4.0	2.5G3.0/4.0	5.0G4.0/5.0	7.5G3.0/6.0	10G3.0/3.0	2.5BG3.0/4.0	5BG3.0/3.0
7.5GY2.0/6.0	10GY3.0/3.0	2.5G2.0/5.0	5.0G3.0/4.0	7.5G2.0/5.0	10G2.0/4.0	2.5BG2.0/4.0	5BG2.0/4.0



項目	景観形成基準	
大規模太陽光発電施設（メガソーラー）、風力発電施設	市全域	☐ 太陽光モジュールの色彩は光沢のない黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。 ☐ 基礎架台の色彩についても、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 ☐ 配置の工夫や植栽により目隠しをする等、公共的な場所から直接見えないよう配慮すること。
	東山・二の岡地区	
	国道138号等沿道地区	
	国道246号沿道地区	
	御殿場駅周辺地区	

【開発行為】

景観形成基準	
市全域	☐ 現況の地形をできる限り活かし、長大な擁壁や法面が生じないようにすること。 ☐ 擁壁は、素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観およびまちなみとの調和に努めること。 ☐ 法面は、緑化等により周辺の景観およびまちなみとの調和に努めること。 ☐ 良好な既存の樹木は出来る限り保全および活用に努めること。
東山・二の岡地区	
国道138号等沿道地区	
国道246号沿道地区	
御殿場駅周辺地区	

【特定照明】

景観形成基準	
市全域	☐ 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ☐ 特定の対象物を照射するものとし、光源を空、道路、鉄道等公共空間に向けての照射を避けるとともに、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。
東山・二の岡地区	
国道138号等沿道地区	
国道246号沿道地区	
御殿場駅周辺地区	

3-3 眺望景観の保全に関する景観形成基準

本市では、市内の多くの場所から富士山を眺めることができ、その富士山の眺望は市民が誇る重要な景観要素であるとともに、観光客等の多くの人々の心を引き付ける観光要素でもあります。

こうした富士山の眺望や四季折々の美しい表情を演出する景色は「御殿場らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であり、これらの維持・保全が重要です。

(1) 眺望景観保全の方針

箱根山から見た富士山の眺望を将来に渡って確保するため、規制・誘導を行っていきます。

眺望の保全が必要な地区は、景観整備重点地区としての指定や、景観形成基準の設定等について検討を行います。

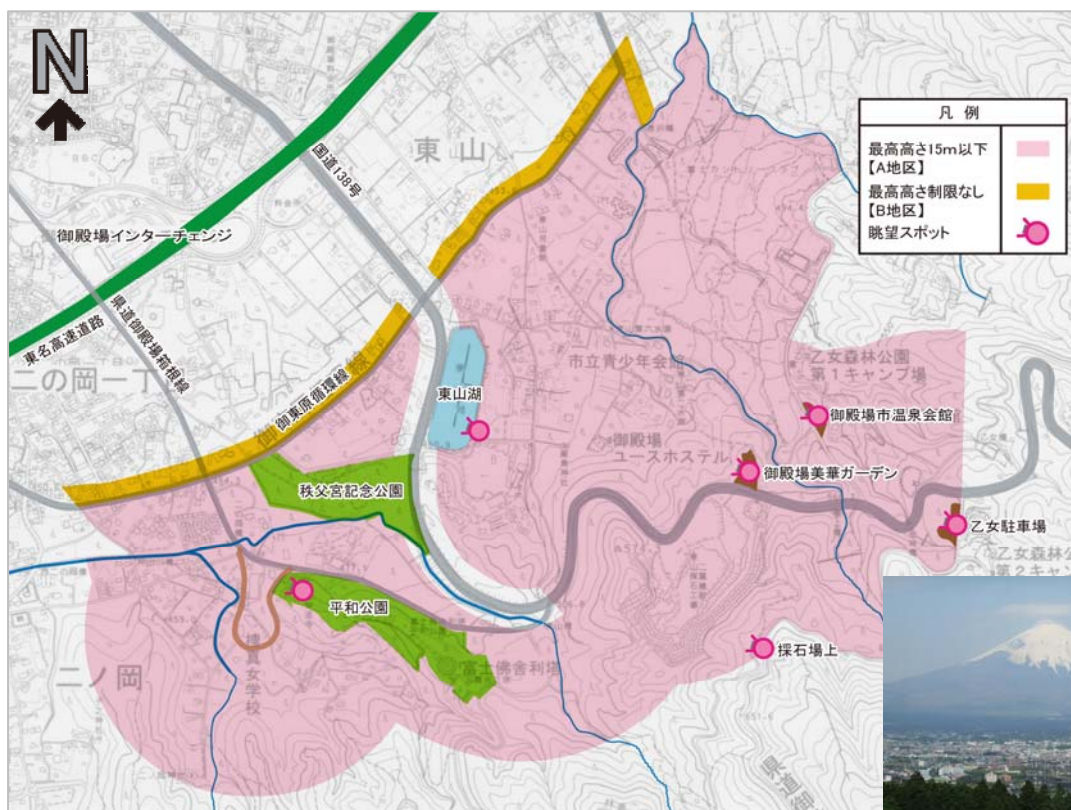
① 東山・二の岡地区

箱根外輪山の中腹は、乙女駐車場や御殿場市温泉会館、美華ガーデン、採石場上、平和公園(仏舎利塔)といった眺望スポットが点在しており、また、そのふもとに位置する東山湖では水辺から富士山を眺めることができる特徴的な眺望スポットを形成しています。

このため、箱根外輪山から東山湖にかけて一体的に富士山の眺望の維持・保全を行います。



※箱根山の眺望スポットに配慮した高さとする。



■ 東山・二の岡地区の高さ基準

箱根外輪山からの眺望



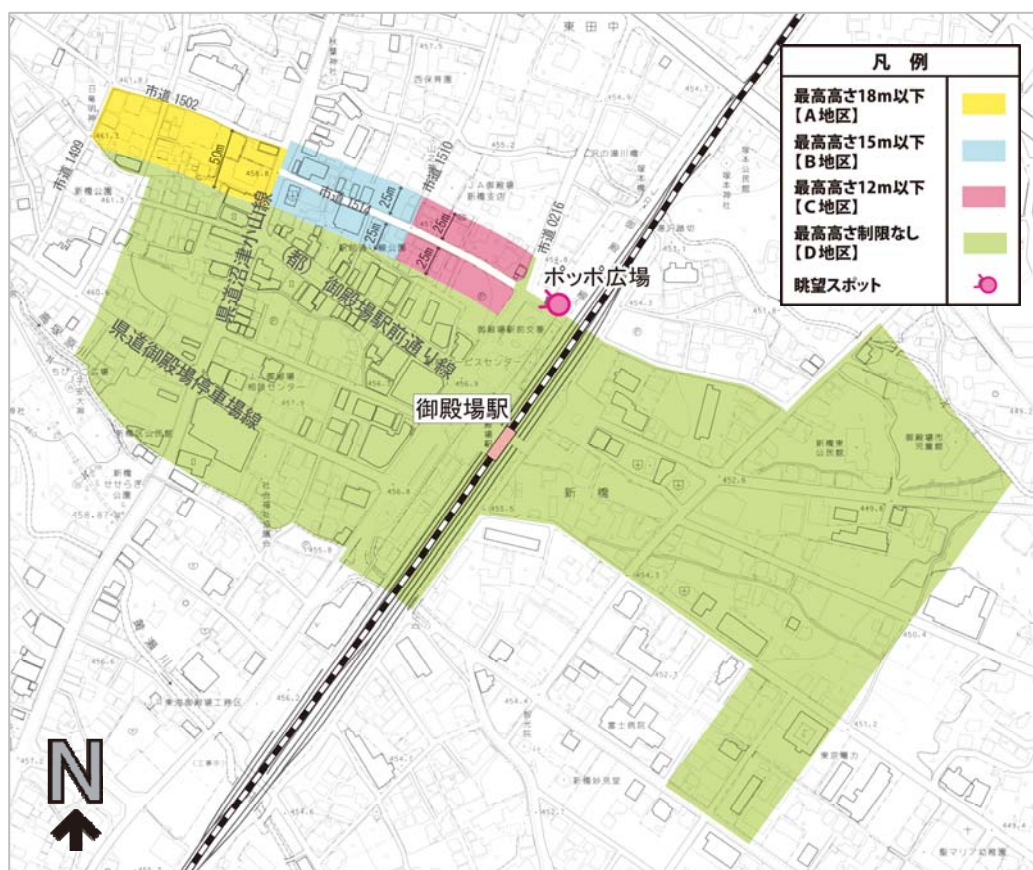
②御殿場駅周辺地区

御殿場駅富士山口には、D5272 蒸気機関車が展示されているSL 広場、通称ポップ広場があり、そこから富士山を眺めることができます。

このため、市の玄関口である御殿場駅の眺望スポットとして、眺望景観の維持・保全を行います。



※眺望スポットからの眺望を遮らない高さに配慮する



■御殿場駅周辺地区の高さ基準



ポップ広場



ポップ広場からの眺望



(2) 景観形成基準

眺望景観を保全するため、「東山・二の岡地区」、「御殿場駅周辺地区」における建築物・工作物の高さに関する以下の基準を設けます。

①東山・二の岡地区

項目	景観形成基準
高さ	□自然環境に調和した圧迫感の少ないまちなみを形成するとともに、富士山の眺望を確保するため、建築物等の高さの最高限度設けます 【A地区】御東原循環線から箱根外輪山側：15m 【B地区】御東原循環線から富士山側：高さの最高限度は設けませんが、周辺のまちなみに配慮した高さとする。 □ただし、公共公益施設を除く。

②御殿場駅周辺地区

項目	景観形成基準
高さ	□周辺のまちなみに配慮した圧迫感の少ないまちなみを形成するとともに、富士山の眺望を確保するため、建築物等の高さの最高限度を段階的に設けます。 【A地区】県道沼津小山線から市道1499号線まで：18m 【B地区】市道1510号線から県道沼津小山線まで：15m 【C地区】市道0216号線から市道1510号線まで：12m 【D地区】その他：高さの最高限度は設けませんが、周辺のまちなみや富士山の眺望に配慮した高さとする。 □ただし、公共公益施設を除く。

(3) 実効性のある富士山の眺望景観保全に向けて

本景観計画では、東山・二の岡地区、御殿場駅周辺地区に対象を絞り、他の眺望スポットに先行して高さ制限の基準を設定しますが、他の地域の眺望ポイントについては将来的に地域住民と協議しながら、眺望スポットの選定や高さの制限、形態意匠の誘導について検討を進めます。

また、景観法に基づく建築物等の高さの制限は、比較的緩やかな規制手法である「届出・勧告」等によるもので強制力を伴うものではありません。そこで、確実に眺望景観を保全していくため、建築物等の高さの制限については、生活や経済活動に直接影響を及ぼすことに留意しつつ、強制力のある都市計画制度（景観地区等）への移行を視野に入れながら、規制の度合いに応じた助成等の支援措置の検討を行います。

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

地域の良好な景観においてシンボリックな存在となっている重要な建造物および樹木を「景観重要建造物」、「景観重要樹木」として指定し、これらの景観資源を保全することで、良好で魅力のある景観形成が可能となります。

景観重要建造物や景観重要樹木として指定されると、これらの現状を変更しようとするときには市長の許可を得る必要があります。一方で、景観重要建造物、景観重要樹木の管理のための支援を受けることができます。

具体的な建造物・樹木については、今後、所有者・管理者の合意を得ながら指定し、保全を図ることとするため、その指定の方針について、次の通り定めます。

4-1 景観重要建造物

◆ 指定の方針

- ・地域を代表する建造物で、良好な景観を形成しているもの
- ・地域の自然、歴史、文化を特徴づけている建造物
- ・道路等の公共の場所から容易に見ることが可能なもの
- ・地域の歴史、文化的な面からみて、地域のシンボルとなっているもの
- ・市民や地域住民、観光客に親しまれている建造物

これらの条件を満たす建造物について、所有者との協議により、市が景観重要建造物として指定します。

なお、文化財等に指定された建造物は、すでに保存が担保されていることから、それ以外の存続が危ぶまれる建造物を選定し、指定に努めます。

【景観重要建造物候補】

旧万国村 教会跡	旧万国村 恵泉の山家
	



【景観重要建造物候補】

旧御殿場農民福音学校	故 松岡洋右氏 旧別荘
	



～旧御殿場農民福音学校～

農

民福音学校は、ノーベル賞候補にもあげられた賀川豊彦ゆかりの地で、農村大恐慌にあえいだ昭和初期、農村救済の核として設立されました。

賀川豊彦は明治21年（1888）神戸市生まれ、徳島中学時代に宣教師 W・マヤスの指導を受けて受洗し、伝導の道に入りました。その後明治学院を経て神戸神学校を卒業し、大正3年（1914）に渡米し、プリンストン大学で学びました。

帰国後、三菱造船をはじめ幾多の労働争議解決に尽力した賀川は、戦後の東久邇内閣の参与ともなりました。そんな賀川と御殿場の若者との結びつきを作ったのは、小田原の霊福寺というお寺の住職でした。

御殿場の青年有志は、賀川豊彦にその教えと救済を切望しました。若者たちの熱意というより、悲痛な叫びであつたろうと思われます。賀川豊彦は二枚橋の空き家を借りて農村救済を始めました。この二枚橋の借家で賀川豊彦は『一粒の麦』を脱稿しています。

後に、西田中に農民福音学校を建築、立体農業論の講義と実践を若者たちと始めた学園には御殿場ばかりでなく、全国から農村青年を集め、昼は立体農業論を教え、夜は聖書をひもとくという毎日だったといわれています。

4-2 景観重要樹木

◆ 指定の方針

- ・ 地域を代表する樹木で、良好な景観を形成しているもの
- ・ 地域の自然、歴史、文化を特徴づけている樹木
- ・ 道路等の公共の場所から容易に見ることが可能な樹木
- ・ 樹木の樹容（規模・樹形）から地域のシンボルとなっているもの
- ・ 市民や地域住民に親しまれている樹木

これらの条件を満たす樹木について、所有者との協議により、市が景観重要樹木として指定します。

なお、記念樹や文化財等に指定された樹木は、すでに保存が担保されていることから、それ以外の存続が危ぶまれる樹木を選定し、指定に努めます。

【景観樹木候補】

市役所北側交差点のケヤキ	柴怒田 瀬戸氏所有 樹齢300年と言われる椿『太郎冠者』
	
神山復生病院のイチョウとモミジ	深沢並木・足柄街道（矢倉沢通り）
	



～椿マップ～



御

殿場では昔から椿が
防風林や垣根として
植えられてきまし

た。今も残る椿の古い大木や垣根
のある庭・神社を市民団体「椿の
会」が中心となって調査を行い、
椿マップを作成しました。その結
果、樹齢100年を超える大木が数
多く市内で確認されています。

「椿の会」では椿油搾り、挿し木
の体験会等も開催しており、椿文
化の保全と創出に向け活動してい
ます。



第5章 良好な景観形成のために必要な事項

5-1 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限として、以下の通り方針を定め、必要な制限を行い、規制・誘導を行っていきます。

(1) 屋外広告物の表示、掲出に関する行為の制限に関する基本事項

景観計画区域における良好な景観形成に関する方針に基づき、屋外広告物の景観誘導を図るため、規制の区域や許可基準等を検討した上で、御殿場市総合景観条例を定め、規制・誘導を行っていきます。

なお、既に県条例に基づき許可を受けている広告物で、市の条例に適合しない広告物については、一定の猶予期間を設けます。

(2) 行為の制限に関する方針

市全域および特定の地域における、広告物等の位置・形状・色彩・意匠等は、以下の方針を基に規制・誘導を図っていきます。

対象地区	制限の方針
東山・二の岡地区	○歴史的、文化的資源が多く残る場所として良好な景観形成を図るため、周囲の景観と調和を図るよう、屋外広告物の色彩、形態、規模を制限する。  御東原循環線
国道138号等沿道地区	○本市の主要な観光道路として、遠方に望む富士山や箱根外輪山の景観と調和を図るよう、屋外広告物の色彩、形態、規模を制限する。  国道138号
国道246号沿道地区	○本市の主要な道路として良好な景観形成を図るため、周囲の景観と調和を図るよう、屋外広告物の色彩、形態、規模を制限する。 ○沿道景観のにぎわいや個性を残しつつも、落ち着いた景観形成を図る。  国道246号



御殿場駅周辺地区	○本市の顔となる駅前市街地景観を形成するため、周囲の景観と調和を図るよう、屋外広告物の色彩・形態・規模を制限する。 ○駅前のにぎわいを残しつつも、落ち着いた景観形成を図る。	 御殿場駅周辺
上記地域を除いた地区	○周囲の景観と調和し、良好な景観の形成に配慮した色彩、形態、規模を制限する。	

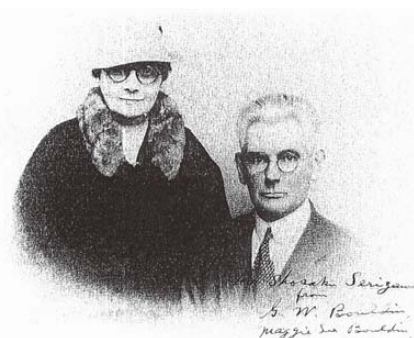


～欧米文化を伝えた G. W. ボールデン～

ボールデンは、明治14年（1881）米国アラバマ州の農場の家に生まれ、明治39年（1906）に長崎へ夫人とともに宣教師としてやってきました。明治40年（1907）に御殿場のアメリカ村（二の岡神社境内、その後万国村となる）に別荘を建て、一時帰国したあと、再び日本に戻り、日米関係が悪化するまで二の岡に居住しました。その間、彼は万国村を守り、夫人はクラブハウスのマネージャーを勤めていました。

ボールデンが二の岡に常住するようになった昭和7年は、昭和恐慌の余波を受け農村が極度に疲弊していた時期であり、各農家は借金に苦しんでいました。

このような状況を憂えたのか、農民の救済に一役買ったのがボールデンです。ボールデンは二の岡の人々に家具の作り方やトウモロコシの栽培のしかた、七面鳥の飼い方等、欧米人の実際の生活を教えました。また、当時結成された「二の岡養豚組合」には豚の飼い方とハム、ソーセージの作り方を教えました。そのハム作りを現在まで伝えられています。こうした技術は二の岡の人々だけに与えられたものではなく、当時高根の「御殿場農民福音学校」を開いた賀川豊彦の所にも出かけ、ハム作りについて助言を行っています。





5-2 景観重要公共施設の整備に関する事項

本市の良好な景観形成を進めていくには、景観形成上重要な役割を担う道路・公園・河川等の公共施設を景観重要公共施設に指定し、整備方針を定めていくことが重要です。

指定にあたっては、国や県、市の関係機関等と協議・調整を行う必要があります。

《指定基準》

- ・地域住民や観光客等に親しまれている、シンボリックな道路・公園・河川等
- ・眺望や景色が優れている道路・公園・河川等
- ・本市の骨格を担う道路・河川等
- ・当該施設を整備することにより、周辺と一体的な景観づくりの取組みが期待できる道路、公園等

(1) ケヤキやサクラ、ツバキによる道路景観

現在、ケヤキやサクラ等の街路樹により良好な道路景観を形成している道路および、今後整備される主要な道路で、ケヤキやサクラ、ツバキ等の御殿場の特性に応じた樹木を植樹することにより、良好な道路景観を担うことができる以下の公共施設を景観公共施設に指定し、整備方針を定めています。

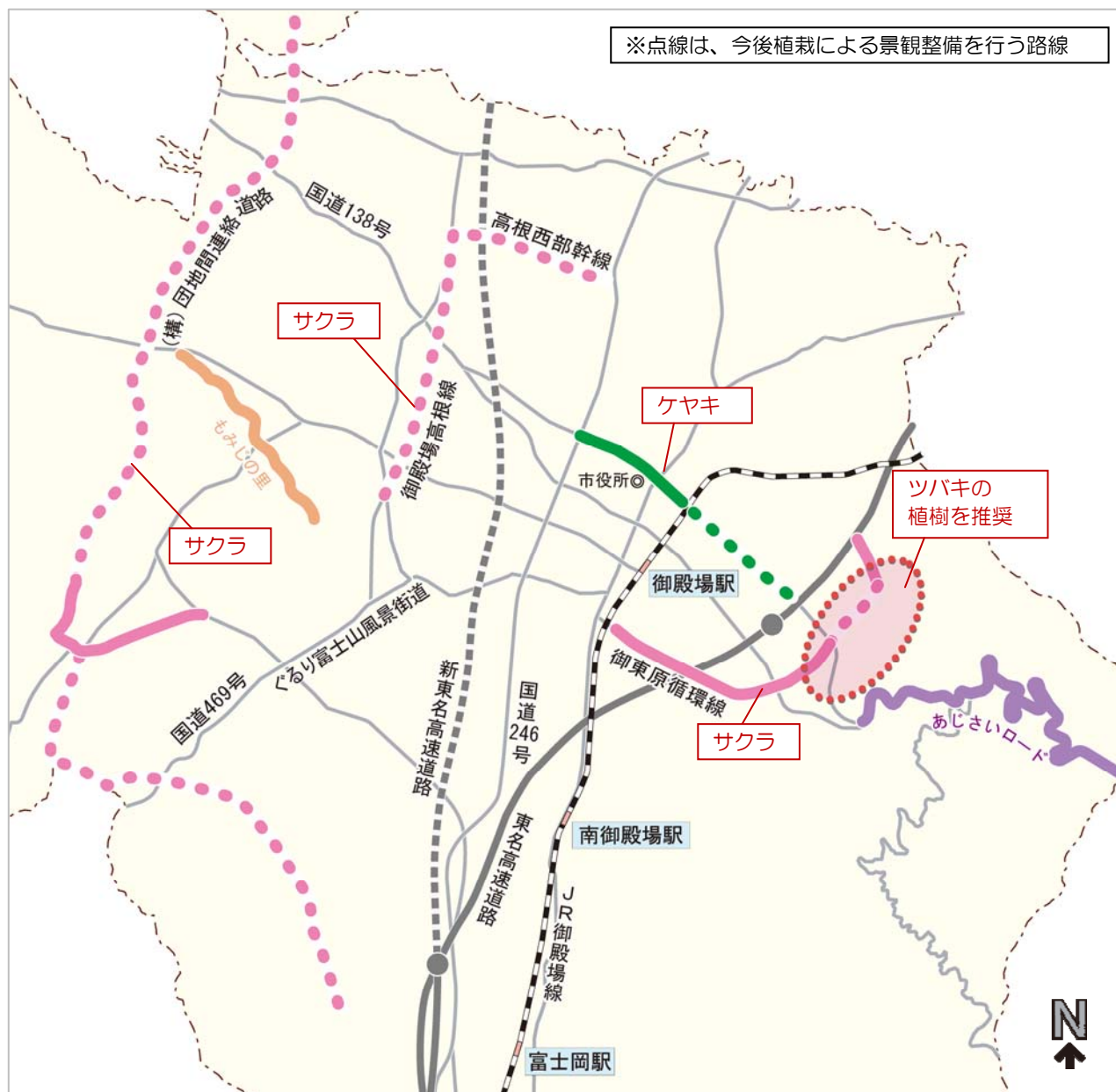
想定される景観重要公共施設（候補）	整備方針
御東原循環線 国道 138 号 団地間連絡道路（構想道路） 国道 469 号（広域道路） （ぐるり富士山風景街道）	・屋外広告物の適正な規制、誘導 ・既存のケヤキやサクラ等の街路樹の保全 ・街路樹が無い部分へのケヤキやサクラ、ツバキ等、街路樹の適正な配置 ・新規に整備される路線（団地間連絡道路 等）への街路樹の適正な配置



（都）御東原循環線の桜並木の様子



国道 138 号の様子



■植樹による道路景観の形成方針



あじさいロード



(2) 無電柱化を重点的に行うエリア

良好な景観形成を行う観点から、無電柱化や緑化を行う必要のある以下の公共施設を景観公共施設に指定し、整備方針を定めていきます。

想定される景観重要公共施設（候補）	整備方針
県道御殿場停車場線 御殿場駅箱根乙女口駅前広場 （仮）箱根乙女口線 市道 1514 号線（ポッポ広場前） 県道御殿場富士公園線	・ 景観に配慮した無電柱化の促進、誘導 ・ 街路樹の適正な配置



県道御殿場停車場線 無電柱化前



県道御殿場停車場線 無電柱化のイメージ

(3) 良好な景観形成に必要な河川景観

現在、良好な河川景観を形成している河川を景観公共施設に指定し、整備方針を定めていきます。

想定される景観重要公共施設（候補）	整備方針
一級河川 黄瀬川 二級河川 鮎沢川	・ 自然環境の保全 ・ 河川の優れた水辺景観に配慮した整備 ・ 親水性の感じられる水辺景観の整備 ・ 河川景観の適切な管理



一級河川 黄瀬川の様子



二級河川 鮎沢川の様子



5-3 景観農業振興地域整備計画策定に関する事項

本市では富士山を背景に、市街地周辺のゆるやかな地形の中に集落・水田・畑・樹林地等が調和した農村景観があります。

この景観は、人間が自然に働きかけながら長い年月をかけて創り出したものであり、地域特有の美しさを形成しています。

日本の原風景であり、多くの人を惹きつける資源となっている農村景観を保全・創出するとともに、景観と調和のとれた営農を確保していくために、今後、必要に応じて該当地区における景観農業振興地域整備計画を策定します。



かがやき地区周辺(北部幹線)の様子

5-4 拠点公共施設の緑化イメージと方策

道路・公園・河川等以外の建築物等の拠点公共施設についても、多くの人が利用するものであり、市の景観を印象付ける重要な要素となっています。

そのため、公共施設の整備や改修の際には、周辺の景観に調和した緑化整備を積極的に推進し、景観形成の先導的役割を担っていきます。



御殿場駅前の様子



御殿場インターチェンジの様子



玉穂支所の様子